

平成18年
第 2 回

定例会会議録

平成18年10月30日 開会
平成18年10月30日 閉会

東京たま広域資源循環組合議会

平成18年第2回東京たま広域資源
循環組合議会定例会会議録

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	2
開会	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期決定	5
管理者報告	5
報告第1号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合繰越明許費繰越計算書について	13
議案第10号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について	14
議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例	36
議案第12号 東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例	39
議案第13号 廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例	42
議案第14号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)	44
議案第15号 土地の取得について	47
陳情第2号 西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と思われる臭いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情	48

陳情第3号	日の出町「エコセメント化施設」の安全操業のために第三者機関による監視体制をつくることを求める陳情	61
陳情第4号	二ツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情	68
	地方自治法の改正に伴う収入役の廃止及び会計管理者の設置に係る規約の改正について	79
閉会		80

出席議員

第2番	中島光男君	第3番	島崎義司君
第4番	榛澤茂量君	第5番	永井寅一君
第6番	松村寿志君	第7番	杉崎源三郎君
第8番	伊藤学君	第9番	佐藤洋子君
第10番	五十嵐京子君	第11番	島村速雄君
第12番	渡辺真君	第13番	木内徹君
第14番	佐藤茂也君	第15番	生方裕一君
第16番	大野悦子君	第17番	白井明君
第18番	中村庄一郎君	第19番	原まさ子君
第20番	桜木善生君	第21番	高山泉君
第22番	富所富男君	第23番	中山賢二君
第24番	中原雅之君	第25番	平井勝君
第26番	谷四男美君		

欠席議員

第1番 塚本秀雄君

説明のため出席した者

管理者	石川良一君	副管理者	竹内俊夫君
副管理者	細渕一男君	収入役	田野倉秀雄君
事務局長	中村豊君	総務課長	風間智君
参事兼事業課長	細谷昌平君	参事兼環境課長	花本由紀君
参事兼企画調整課長	峯尾始君	管理センター長	古屋正治君
エコセメント担当参事	太田哲郎君		

職務のために出席した者

書記	菅原信君	書記	別所広之君
書記	矢野喜之君	書記	上村彰君

平成18年第2回東京たま広域資源
循環組合議会定例会議事日程

平成18年10月30日(月)

午後1時30分

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 管理者報告
- 日程第5 報告第1号
平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 議案第10号
平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第11号
東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第8 議案第12号
東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第9 議案第13号
廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第14号
平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第15号
土地の取得について
- 日程第12 陳情第2号
西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と思われる臭

いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情

日程第13 陳情第3号

日の出町「エコセメント化施設」の安全操業のために第三者機関による監視体制をつくることを求める陳情

日程第14 陳情第4号

二ツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情

日程第15 地方自治法の改正に伴う収入役の廃止及び会計管理者の設置に係る規約の改正について

平成18年第2回東京たま広域
資源循環組合議会定例会会議録

日 時 平成18年10月30日（月）

午後1時35分

場 所 東京自治会館大会議室

午後1時35分開会

○議長（佐藤 茂也君） 皆さんこんにちは。

定刻を過ぎまして申し訳ありません。本日は公務ご多忙のところご参席を賜りましてまことにありがとうございます。ただいまから始めたいと思います。

ただいまの出席議員は25人であります。定足数に達しておりますので、これより平成18年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、3名の議員が今次定例会より交代いたしましたので、ここでご紹介をいたします。自席にてごあいさつをお願いしたいと思います。

まず、2番、立川市中島光男議員です。

○2番（中島 光男君） 皆さんこんにちは。立川市の中島でございます。

6月に市議会議員選挙がございまして、7月の臨時会でこの組合議員に選任されました。立川市も、今、清掃工場の移転問題を抱えておりますけれども、ごみの減量、そしてまたリサイクル、これはいつの時代にあっても重要な問題でございますので、これからもこの組合議員の一員としてこのごみ問題にしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤 茂也君） 次に、4番、三鷹市榛澤茂量議員です

○4番（榛澤 茂量君） 三鷹の榛澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 茂也君） 次に、6番、府中市松村寿志議員です。

○6番（松村 寿志君） 府中市の松村寿志でございます。建設環境委員ということで充て職で参ったわけでございますが、しっかりとこの問題に取り組みたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 茂也君） ありがとうございます。

それでは、本日の会議を開きます。

[日程第1] 諸般の報告

○議長（佐藤 茂也君） 日程第1、諸般の報告を行います。

当議会の傍聴者数につきましては15名といたします。

また、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者あいさつ及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものといたします。

記者の皆様のご協力をお願いいたします。

[日程第2] 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 茂也君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、第7番、杉崎源三郎議員、第23番、中山賢二議員を指名いたします。

[日程第3] 会期の決定

○議長（佐藤 茂也君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日一日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

[日程第4] 管理者報告

○議長（佐藤 茂也君） 日程第4、管理者報告を行います。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 平成18年第2回定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、組合議員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。また、5月11日に開催されました東京たまエコセメント化施設落成記念式典につきましても、公私とも大変ご多忙の折、格別のご協力を賜りまして、衷心より御礼を申し上げます。

さて、私から、本組合を取り巻く最近の状況のうち、特に、エコセメント化施設の稼働及び処分場建設差止等請求訴訟の第一審判決についてご報告をさせていただきます。

初めに、エコセメント化施設の稼働についてでございますが、エコセメント化施設は平成18年7月に本格稼働を始め、エコセメントを月に約1万トン生産するなど、概ね順調に稼働いたしております。今後も引き続き細心の注意を傾け、安全・安定的な操業を行っていくよう指示をしたところでございます。

生産されましたエコセメントについては、9月まで慎重に品質チェックなどを行い、今月から二次製品メーカーでインターロッキングブロック等の製造が開始されており、12月以降、順次販売されていく予定となっております。

今後は、エコセメント及びその製品に関する情報を構成団体の皆様にお知らせをし、公共事業等で積極的に利用していただくよう、ご協力をお願いをする予定としております。

なお、あわせまして、東京都に対してもエコセメントの利用拡大に向けた仕組みづくりについての支援をお願いをしているところでございます。

次に、去る9月13日に判決がありました谷戸沢・二ツ塚両処分場の建設差止等請求訴訟の第一審判決についてでございますが、この裁判は、平成7年に提訴されて以来11年余が経過し、今回の判決に至ったものでございます。判決では、いずれも原告の請求を却下または棄却するもので、組合側が全面勝訴したところでございますが、判決の内容といたしましては、最終処分場の設置は高度の公共性と必要性が認められるものであり、また、周辺環境に影響を及ぼしているとも、将来に影響を及ぼす蓋然性があるとも認められないとの判断を示したものであります。原告側は、一審判決を不服として控訴したと聞いておりますが、これから始まる控訴審においても、これまでと同様、処分場が周辺環境に影響を与えている事実がないことを一貫して主張していくとともに、構成団体の理解と協力を得て処分場の維持管理についても万全の体制で行ってまいり所存でございます。

以上、本組合を取り巻く最近の情勢のうち、エコセメントと裁判の状況についてご報告を

申し上げ、簡単ではありますが、私からのごあいさつとさせていただきます。

なお、今定例会には平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定を始めとして、補正予算1件、条例改正3件などの議案をご提案を申し上げております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） ありがとうございます。

続いて、2月の定例会以降、幹部職員の異動がありましたので、事務局より新任職員を紹介いたさせます。その後に、経過報告の説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、2月の定例会以降、私どもの幹部職員で交代がございましたので、紹介をさせていただきます。

まず、私は事務局長の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（風間 智君） 総務課長の風間でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 事業課長の細谷でございます。よろしく願いいたします。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 環境課長の花本でございます。よろしく願いいたします。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） エコセメント担当参事の太田でございます。よろしく願いいたします。

○事務局長（中村 豊君） どうぞよろしく願いいたします。

まず、経過報告に入ります前に、大変恐縮でございますけれども、議案書の一部差しかえをお願い申し上げます。

議案書の9ページでございますけれども、ページの上段に誤った記載がございましたので、この9ページにつきまして、机上に配付してございます別紙に差しかえさせていただくお願いするとともに、おわびを申し上げます。

それでは、経過報告をさせていただきます。

まず、議案書の3ページをお開き願います。

前回の議会以降に実施した主な事業の経過をまとめたものでございます。

まず、谷戸沢処分場関係でございますけれども、埋立終了後8年が経過しておりますが、引き続き安全な維持管理に努めております。例年同様、都の立ち入り検査により、適正な維持管理の確認を受けるとともに、各種委員会を通じまして、学識経験者などから環境面での

安全性の保持を確認しております。これらの状況につきましては、地元自治会や関係自治体に報告をしております。

次に、二ツ塚処分場関係でございます。この7月からは、エコセメント化施設の本格稼働に伴いまして不燃ごみのみの埋め立てを行っております。谷戸沢処分場と同様、都の検査や各種委員会を通じまして、適正な維持管理の状況や環境面での安全性を確認し、地元へ報告しております。

また、エコセメント化施設の本格稼働に先立ち、関係自治体と公害防止協定の見直しを行っております。協定の内容は、従来の公害防止協定に、エコセメント化施設の環境監視、施設管理、車両の運行条件などを追加したものでございます。

続きまして、4ページの環境関係についてご報告いたします。

谷戸沢・二ツ塚処分場の公害防止協定等に基づく水質等の調査結果及び大気、底質、水質及び土壌中のダイオキシン類調査結果を公表いたしております。

調査結果でございますが、両処分場とも従来の調査結果と比較しまして大きな変化はなく、周辺環境に影響を及ぼしていないことが確認されております。これらにつきましては、組合のホームページでも公表しているところでございます。

次に、ISO関係でございます。

平成16年度に認証を取得しましたISO14001、環境マネジメントシステムでございますが、これに基づきまして、効率的な事業の実施・管理を行っております。18年4月にエコセメント事業を含めた環境方針の改定を行い、6月に環境報告書2006を公表いたしております。

続きまして、5ページの裁判関係について、ご報告申し上げます。

現在、循環組合関連で循環組合が被告になっているものが2件、東京都などが被告になっているものが3件、計5件の訴訟が提起されております。

それではまず、循環組合が被告になっているものにつきまして、ご説明申し上げます。

1つ目は、去る9月13日に判決がありました谷戸沢・二ツ塚処分場の建設差止等請求訴訟でございます。先ほど、管理者のあいさつにもありましたように、この裁判は両処分場の廃棄物の撤去、処分場から流出したとされるダイオキシン類、重金属類で汚染された部分の除去、二ツ塚処分場の建設差止等を求めたもので、平成7年に提訴されて以来11年余が経過し、今回の判決に至ったものでございます。判決は、原告側の請求をいずれも却下または棄却するもので、組合側が全面勝訴いたしました。

判決内容の要旨でございますが、まず処分場の公共性、必要性についてでございますけれども、最終処分場を確保しなければ、現時点では一般廃棄物処理体系が崩壊し、一つの県に匹敵する規模である多摩地域住民の生活や事業活動に大きな支障が生ずることが予想されるとしまして、また、被告を構成する市町が、廃棄物の排出抑制や減量について相当の努力をしているにもかかわらず、多量のごみが発生し、処分せざるを得ないため、各処分場には高度の公共性、必要性があると認められております。

次に、処分場の安全性については、今までの組合による調査結果や裁判所による鑑定結果によりまして、現時点において処分場が周辺環境に対し、環境基準を超えるダイオキシン類、重金属の汚染がある状況をもたらしているとも、将来、そのような状況をもたらすとも認められないとして、原告らの人格権を侵害するものではないという内容の判決でございました。

9月27日に原告側が控訴したと聞いておりますけれども、これから始まる控訴審におきましても、これまでと同様、処分場が周辺環境に影響を与えている事実はないことを一貫して主張していくとともに、今後の処分場の維持管理につきましても万全の体制で行ってまいります。

2つ目は、エコセメント化施設建設差止請求訴訟でございます。

この訴訟は、平成15年4月に提訴され、現在、裁判所が争点を整理中でございます。なお、裁判所からの要請により、専門委員を被告側として推薦しております。今後は、裁判所が専門委員制度を活用して、裁判が進められていくこととなります。また、原告から、この裁判の請求の趣旨を建設差止から操業差止に変更する申し立てがされ、裁判所が受理しております。

次に、東京都などが被告になっているもので、循環組合の事業と直接関連するものにつきまして、ご説明をいたします。

まず、事業認定取消請求訴訟と収用裁決取消請求訴訟でございます。

この裁判は、東京都が二ツ塚処分場建設に際して行った事業認定及び収用裁決の取り消し等を求めて提訴されているものでございます。

ご承知のように、昨年11月25日に東京地裁において判決があり、被告である都知事及び収用委員会が全面勝訴いたしました。その後、原告の一部が東京高裁に控訴をいたしまして、現在控訴審の弁論が始まっております。循環組合といたしましては、今後も東京都と協力して対応していきたいと考えております。

次に、代執行納付命令取消請求訴訟でございます。

この裁判は、トラスト運動の元地権者が、平成12年に行った取用の手続の瑕疵、納付命令額に不服があること等を主張しているものでございます。今年の4月28日に第一審の判決があり、被告である東京都が一部敗訴したため、その後控訴し、現在控訴審弁論が開始されております。

続きまして、6ページの広報関係につきましてご報告いたします。

まず、たまエコニュースでございますけれども、四半期ごとに組織団体と日の出町の全世帯を対象に135万部発行しております。ことし4月の組合名称変更に伴い、それまでの処分組合ニュースから公募によりましてたまエコニュースに変更し、前号ではエコセメント事業の特集を行っております。今後も読者がわかりやすく、読みやすい紙面にしていまいります。

本日にお配りしております第39号で、今回判決のあった裁判を特集しまして、10月15日に新聞各紙に折り込み配布をいたしました。

なお、去る5月11日に実施いたしましたエコセメント化施設落成記念式典につきましては、各構成団体の市と町の協力を得まして、予想を上回るご来賓、日の出町地元住民等のご列席のもと、当初の計画どおり挙行されましたことをご報告申し上げます。

続きまして、三多摩は一つなり交流事業でございます。

この事業は、日の出町と組織団体の住民同士が、文化やスポーツを通じて交流を深めるために実施しております。今年度は12回実施する予定でございます。今まで日野市、青梅市、三鷹市、稲城市の各市のご協力を得まして、開催をいたしました。いずれも参加者からは、大変好評をいただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、7ページのエコセメント関係についてご報告いたします。

エコセメント化施設は、本年3月から6月まで、各設備の負荷試運転、性能試験を実施し、7月から本格稼働し、現在、エコセメントを月約1万トン生産するなど、概ね順調に稼働しております。生産されましたエコセメントは、9月まで品質チェックやサンプル試験を慎重に行い、10月から二次製品メーカーでインターロッキングブロックや道路側溝等の製造が開始され、12月以降順次販売されていく予定となっております。循環組合といたしましては、エコセメントの利用拡大に向け、メーカーリストや製品リストを構成団体の皆様にお知らせする準備を進めております。また、東京都及び業界団体等への働きかけを強めているところでございます。

以上が経過報告でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって報告が終わりました。

質疑はございますか。

青梅市、永井議員。

○5番（永井 寅一君） 青梅の永井でございます。

この6ページの広報関係でございますが、たまエコニュースの38号が7月2日に配布されていますが、私のところに来たのは6月29日かと思いますが、この記事を見ますと、7月1日にエコセメントの初出荷ということが書かれておりますが、その以前に私のところに来たということは大変私としては不愉快であります。やはり本当のことを知らせるのが広報であり、私とすれば、まだ7月1日の発行なのに、その前に私の手元に来るということは、大変遺憾だというふうに思いますので、その辺の見解はいかがでございましょうか。

これは皆様の各議員のところにも行かれていますと思いますが、ここに7月1日にたまエコセメント初出荷というふうに出ているんですね。まだ日にちも来ていないのに、出荷されるなんてことは大体おかしいわけであって、やはり物事というのははじめ、きちっとすべきだと思います。そういうことで、またそれをするならするらしく、案内のこういう理由でこうだということも1つつけ加えることも必要ではないかなと思います。ただ、これをやりますと、私は内容的に疑義を感じるというところがございますので、やはり広報というものは大変重要でございますので、その点を守っていただきたいということで、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 広報を担当しております企画調整課長の峯尾と申します。

今、ご指摘の点でございます。今年からたまエコニュースという名称になりました。元は処分組合ニュースとして1998年から発行しております。年4回、四半期ごとに発行しております。発行月は3月、6月、9月、12月を基本としております。議員がおっしゃったように、組合事業の進捗状況等により、発行月がずれる場合がございます。今回ご指摘の第38号につきましては、6月に発行する号でございました。ただ、エコセメント化施設が7月から本稼働ということで、それに合わせまして多摩地域135万の世帯に7月2日に発行いたしました。議員がおっしゃいますように、組合の理事、議員、構成団体には発行日より事前に委託業者から配布させていただいています。今後は、時点の問題もございますが、議員のご指摘のような点につきましては十分配慮いたしまして、住民の皆さんに誤解を与えることのないよう、内容の充実を含めまして発行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 今回の報告と、あと管理者のお話でもありましたけれども、1つは、裁判の結果で、この読売新聞を見ますと、解説の中で安全対策と情報公開をということで、今回勝訴したとはいえ、組合が提供してきた情報の信頼性が揺らいだということで、組合には安全性への配慮と情報公開への努力が求められるというふうに、この読売新聞で報道されておりますけれども、この辺についてどう組合として考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

次に、エコセメント関係ですけれども、本格稼働ということで、製品化も始まっているということですが、管理者の話でも順調にいつているというお話ですが、今回、陳情でも出ておりますけれども、あの周辺でかなり異臭がするという点で、やっぱり施設の稼働で問題があるんじゃないかという声が周辺住民から出ているんですけれども、その辺の見解はどのようなものかお伺いをしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 遮水シートの件で、谷戸沢処分場の遮水シートが破損している可能性があることは否定できない、また雨水浸透升が破損している可能性も否定できないという判決がございました。また、焼却残さの飛散につきまして、これも焼却残さ等が周辺環境に飛散している可能性、これにつきましては否定できないという、そういう判断がございました。しかし、両処分場につきましては、組合の調査、また裁判所による鑑定等の結果によりまして、両処分場が周辺環境に対し、環境基準等を超過するダイオキシン類、重金属の汚染がある状況をもたらしているとは認められないとして、安全性が認められたものでございます。

したがって、組合の主張が全面的に認められた判決だと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） それで、中原議員、2点目の質問については、きょうは陳情が出ていますので、その中であわせてお答えをいただくということでお願いできますでしょうか。よろしいですか。

○24番（中原 雅之君） はい。

○議長（佐藤 茂也君） どうぞ。

○24番（中原 雅之君） この議会が質疑が2回となっておりますので、事前に聞いておこうと思って聞いたんですけども、結構です。

それで、今のご答弁ですけども、私が伺ったのは、今の見解はもう報道されているとおりになんですけれども、その組合が提供した情報の信頼性が揺らいだということと、安全性への配慮と情報公開への努力が求められると、これは読売ですけども、私もそのとおりだと思うんですけども、その点をお聞きしたかったんです。今のお答えですと、もう既にプレスでも出ているとおりで、わざわざ伺わなくてもわかっているところなんですけれども、お願いします。

○議長（佐藤 茂也君） 企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 今の中原議員のお話は、翌日の読売新聞朝刊だと思います。その記事につきましては、揺らいだということよりも、裁判所が遮水シート及び雨水浸透升の破損の可能性についての判断を下したと。私どもは、2つの処分場につきましては調査、また裁判所の鑑定も2度ほどやっております。その調査でも環境基準を超えるものはないという判断をしておりますので、揺らいだとは思っておりません。

以上です。

〔「情報公開」と呼ぶ者あり〕

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） 情報公開につきましては、裁判もそうなんですけど、また各処分場の環境調査等につきまして、ホームページ等ですべて公表しております。ですから、情報公開制度についての議論は、従前から組合にはありますけれども、十分な情報をホームページまた広報紙等で公開していると考えております。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） それでは、以上をもって質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって管理者報告を終わります。

〔日程第5〕 報告第1号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐藤 茂也君） 日程第5、報告第1号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提出者より報告を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 報告第1号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合繰越明許費繰越計算書についてご報告をさせていただきます。

議案書の9ページをお開き願います。

これは、エコセメント化施設建設にあたり、平成18年4月から3カ月間の工期延長に伴い、翌年度に繰り越したものを、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

11ページをお開きいただきたいと思えます。

繰越額は、そこに記載の3つの事業費の翌年度繰越額の合計31億1,240万円でございます。建設工事につきましては、変更後の工期どおり本年6月30日に無事竣工しております。

本件につきましてご報告をいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

それでは、報告第1号についてご了承いただくことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告は了承されたものといたします。

〔日程第6〕 議案第10号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（佐藤 茂也君） 日程第6、議案第10号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま議題となっております議案第10号 平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算収支についてご説明を申し上げます。

議案書15ページ、並びに別冊の平成17年度一般会計歳入歳出決算書及び決算関係資料の39ページをお開きいただきたいと思えます。

決算額は、議案書15ページの記載にございますように、歳入歳出予算額170億7,383万円余に対しまして歳入決算額は146億3,351万円余、歳出決算額が128億4,460万円余でございます。

同様に、決算書及び決算関係調書の39ページにも歳入歳出決算額が記載されておりますが、歳入歳出差引額は17億8,890万円余でございます。また、この額から繰越明許費の翌年度への繰越財源であります6億5,932万円余を差し引いた額11億2,957万円余が本年度へ繰り越す額となります。

続きまして、平成17年度決算の概要についてご説明を申し上げます。

議案書に戻りまして16ページ、17ページをお開き願います。

歳入でございますが、負担金は各組織団体へお願いをしているものであります。また、国・都支出金並びに組合債については、すべてエコセメント化施設建設工事に対する収入でございます。エコセメント化施設建設の翌年度への延長に伴い、これらの特定財源が未収入となり、予算額との差で24億円余の減となっております。

議案書18ページ、19ページをお開き願います。

歳出でございますが、支出済額で主なものは衛生費が100億円余、公債費が25億円余となっております。

衛生費の主な支出を申し上げますと、二ツ塚処分場費22億円余、エコセメント事業費69億円余などがございます。

なお、詳細につきましては事務局長から説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りのほどお願いを申し上げます。

以上、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 引き続き、事務局より説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、私の方から決算についてご説明いたします。

まず、決算の歳入歳出の総額でございますけれども、先ほど管理者が申し上げたとおりでございますので、私からは、款項目別の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

概要説明に入ります前に、まず先ほど管理者から申し上げました平成17年度の決算剰余金11億2,957万円余についてのご説明を申し上げます。この剰余金のうち、4億円強はエコセメント化施設の建設が本年度への延長になったことなどに伴う繰越明許費以外の維持管理費や関連工事費、公債費など、エコセメント事業に伴う特殊事情による不用額でございます。これを除く不用額は7億円程度となりまして、これは概ね通年並みでございます。

それでは、改めまして、款項目別の概要につきましてご説明申し上げます。なお、説明は万円未満を「余」として省略して説明させていただきます。説明は、別冊の決算書及び決算関係調書によってご説明申し上げます。

9ページ以降が決算事項別明細書になっております。

まず、10ページ、11ページをご覧くださいと存じます。

歳入についてでございます。収入済額の欄をご覧くださいと存じます。

第1款 分担金及び負担金は、毎年度管理費分と事業費分とに分けて各組織団体をお願いしておりますけれども、予算額どおり83億4,770万円を収入いたしております。内訳は備考欄にあるとおりでございます。

次に、第2款 国庫支出金16億6,150万円余、第3款 都支出金8,777万円余は、エコセメント化施設建設工事に係る廃棄物処理施設整備費補助金でございます。

12ページ、13ページに記載されております第8款の組合債とあわせまして、建設工事の次年度への延長に伴い、調定額が予算額よりも減少したものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願いたいと存じます。

歳出でございます。

支出済額の欄をご覧くださいと思います。

まず、第1款 議会費でございますけれども、議員報酬など組合議会に要した経費1,046万円余でございます。

第2款 総務費は、正副管理者及び理事等の報酬、事務局長及び管理課職員の人件費、弁護士委託料などの管理的経費並びに監査委員費1億3,279万円余でございます。

16ページ、17ページの委託料2,950万円余は、各種裁判に係った弁護士への報酬などでございます。

18ページ、19ページの第2目 監査委員費は、監査委員にかかわる経費でございます。

続きまして、18ページ下段以降は、第3款 衛生費でございます。組合の事業費及び事業を遂行する職員の人件費や物件費、各種事業などに伴う経費など100億287万円余でございます。

20ページ、21ページをお開き願いたいと存じます。

委託料では、広報関係の経費といたしまして、組合広報紙「処分組合ニュース」の発行、ホームページの管理運営に要する経費などに対し支出しまして、負担金補助及び交付金では、三多摩は一つなり交流事業や、日の出町50周年記念事業に係る経費などに対しまして支出いたしております。

22ページ、23ページをお開き願いたいと存じます。

次の第2目 二ツ塚処分場費22億6,224万円余は、二ツ塚処分場の運営管理に係る各種経費、地元への交付金等でございます。中段から下の委託料でございますけれども、埋立作業業務、土堰堤等築造、浸出水処理施設運転管理業務、生活環境モニタリング調査など8億1,570万円余でございます。

次に、26ページ、27ページ記載の工事請負費は、濁水プラント改良工事、相沢沖洗車設備改良工事など1億8,144万円でございます。

次に、公有財産購入費は、15年度から買収しております相沢沖覆土材置場の用地買収に要した費用4億8,219万円余でございます。

次に、負担金補助及び交付金は、処分場受け入れに伴う地元日の出町に対する地域振興事業費6億円、秋川流域地域振興事業負担金として、魚の放流事業に対する2,000万円、6億2,000万円でございます。

次に、第3目 谷戸沢処分場費4億9,141万円余は、維持管理及び関連工事に係る経費等でございます。

28ページ、29ページの委託料でございますが、処分場内施設管理業務、生活環境モニタリング調査などの谷戸沢処分場の維持管理全般にかかわる経費に係る各種委託により2億9,399万円余を支出しております。

次に、第4目 エコセメント事業費でございます。69億1,881万円余は、エコセメント化施設建設に係る本体及び関連工事の経費や特別高圧電気に係る経費などでございます。

主なものは30ページ、31ページの需用費の中の建設工事中などに利用した特別高圧電気料、32ページ、33ページになりますけれども、工事請負費の中のエコセメント化施設建設工事65億2,193万円余、エコセメント化施設関連電力引込工事1億1,550万円などでござい

ます。

なお、エコセメント事業費につきましては、報告第1号でご報告いたしましたように、建設工事の延長に伴いまして建設工事等監理委託、建設工事、運営関連経費の合計31億1,240万円につきまして、繰越明許費により翌年度に繰り越しを行っております。

次に、第4款 公債費は、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の建設工事に係る政府債等の元金及びエコセメント事業を含む利子の償還金25億4,892万円余でございます。

34ページ、35ページの第5款 諸支出金は、周辺環境整備対策、組合債償還、最終処分場施設整備の各基金への積み立て1億4,954万円余を行っております。

次に、第6款予備費でございますけれども、年度中の充当はございませんでした。

39ページは実質収支に関する調書でございます。先ほどご説明をさせていただきました。

次に、42ページ以降は、財産に関する調書でございます。土地、建物及び無体財産権の公有財産につきましては、44ページには物品及び基金について記載をしているところでございます。

また、決算書及び決算関係調書のほかに、主要事務事業報告書、決算審査意見書が別冊として配付してございますので、後ほどお目通しをいただければと存じます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

谷議員。

○26番（谷 四男美君） 3点ばかり質疑いたします。

まず1点目に、これは二ツ塚と谷戸沢の両方に関係する浸出水の処理形態の関係でございますけれども、これを見ますと、浸出水の施設で運転業務管理委託をしているんですけれども、この微生物処理とあと薬品処理というのがありますよね。これはよく考えてみますと、この薬品処理と微生物処理というのは全く逆の処理方法なんですよね。これ、今どうなっているのかということで、多分沈殿させて、そして微生物でこれを処理して、その後重金属等があれば、これは中和しているとか、それはわかりませんが、これはどういう段階で、まず微生物処理があつて、その後薬品処理なのか、それともその逆なのかちょっとわかりませんので、下流部で観測孔でも何回か定期点検をやっていると思いますけれども、その回数も含めて、その浸出水の処理方法についてのもう一度簡単な説明をお願いしたいと思います。

それから2点目に、これは31ページの上から3段目の地下水送水管敷設替及び仮調整池

補修工事というのがある。金額的には5,200万円ですから、金額的にはそんな高額なものではありませんけれども、この16年度だか15年度だか、私がこの谷戸沢の方の管の敷設替えについて聞いたときに、何かあまりぱっとしないような答弁が返ってきて、そんな程度だったら何も送水管をかえなくていいじゃないかというような、そんな印象を受けたものですから、またここでその続きだと思えますけれども、管種は変更とかそういうことじゃないような、何かパッキンが継ぎ手の部分がおかしかったから全部替えたんだとか、そんなような説明が過去にあったんです。今回はどういうあれで敷設替えをして、それで調整池の補修工事はどのようなことをやったのか、それについて伺います。

それから、3点目に、次のページの33ページ、一番上のエコセメント化施設運営モニタリング検討業務委託というのがありますよね。882万円というんですが、これの検査項目がどういうところでどういう項目が何点ぐらい項目が設定されて決まったのか。例えば製品がクリンカだけじゃなくて製品としてインターロッキングだとかいろいろな擁壁の材料とか、そういうものが製品化されますよね、今後。そうしますと、そういうものも例えばその中にダイオキシンが入っていたら、それを分解して溶出するのかどうかとか、そういうことまでこの検討業務の委託の項目の中に結果として入っているのかどうかということですね。その辺がどういう何項目ぐらいがこの委託の経費の中で検討されたのか、以上3点。

○議長（佐藤 茂也君） それでは、1点目は。

管理センター長。

○管理センター長（古屋 正治君） 私の方から、最初の2点についてお答えさせていただきます。

最初の1点目でございます。浸出水処理施設の運転管理業務の処理行程ということでございます。

まず、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場、2つの処分場にそれぞれ水処理施設を設置しております。水処理施設につきましては、処分場内の埋立地に雨が降り、浸透して、ごみに触れた水を浸出水と呼んでおります。その浸出水の処理については、まず二ツ塚処分場においては、生物処理と凝集沈殿処理の両方を行っております。内容としては、先ほど申しましたように、微生物による分解をする部分と薬剤による沈殿という2種類をとって処理をしております。

もう一つの谷戸沢処分場でございます。処理方式につきましては、これも同じく生物処理と凝集沈殿の2つの処理方法によって水を下水道の放流基準まで浄化してから、日の出町の公共下水道に放流をしているものであります。

次に、谷戸沢処分場の地下水送水管敷設替及び仮調整池補修工事についてでございます。

地下水送水管の敷設替工事につきましては、地下水を処理する行程におきまして、地下水を水処理施設で処理するまでに、一時仮調整池に貯留してから水処理施設で処理をしております。管の老朽化が進行したため、地震に強い耐震管に敷設替えを行ったものでございます。以上です。

〔「調整池の判断」と呼ぶ者あり〕

○管理センター長（古屋 正治君） もう1点、調整池の方の工事についても説明させていただきます。

仮調整池の補修工事につきましては、先ほど説明いたしました地下水を貯留するための水を貯めている池でございます。地下水を一時的に貯め、定量ずつ水処理施設へ送水しております。今回の工事は貯留している池の表面について、水を漏らさない表面の部分の緑化をし、保護をしたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） ただいまご質問にございましたエコセメント化施設運営モニタリング検討業務委託882万円の件についてお答えします。この業務委託の目的でございますけれども、東京たまエコセメント株式会社、S P Cと略してございますが、S P Cが行う施設運営業務実施状況を継続的に適正な監視をするために、計画書ですとか、報告書の協議ですとか審査、確認業務等を行っているものでございます。私どもの管理監督業務の支援をするための委託です。

ご質問の中の内容でございますけれども、こういった運営管理に関する計画書の計画ですとか報告書のフォーマットをもらった段階で、モニタリング検討委託の受託者が内容をチェックした上で、私どもにその結果報告書とチェック内容を反映させたモニタリング検討報告書を提出させているものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） では、2回しかできませんので、もっとわかりやすい答弁をしてもらいたいと思うんですけれども、まず1点目に、これは谷戸沢と二ツ塚で処理方法が若干今聞いてますと、谷戸沢の方は、最終的には薬品処理はしていないということだと思いますけれども、これは生物処理、それから沈殿ろ過と。本当にじゃ二ツ塚の方でちょっと伺いま

すけれども、谷戸沢は薬品処理をする必要がないということと、あと二ツ塚では薬品というのは、例えばこの間のこの検査の報告がありましたけれども、砒素とか鉛を発見した、データ的に出ましたけれども、法定基準値をはるかに下回るということで、これも結構なんですけれども、そういった重金属類が多少でも出た場合には、これは基準値の場合にはそのままにしておくのか、それとも何か薬品で例えば中和するとか、あるいはさらにろ過するとか、そういうことはやるんですか。その辺がちょっとわからないもので、そこもちょっと聞きたかったかなということなんですよね。そこら辺をちょっとわかりやすく聞かせてもらえれば。

それから、2点目に、地下水の送水管で前に私が16年度の決算のとき、たしか聞いたときには、継ぎ手の部分何か余りよくないから、送水管全部替えるんだよなんて感じのような答弁があったんですよ。それで、そんなことによったら替える必要ないんじゃないかと私が言ったんですけれども、今度、老朽化という答弁がありましたから、これはそうすると鑄鉄管ですよ。鑄鉄管はそんなに老朽化はしないんじゃないかと私は思うんですよ。地震対策だったらVP、ビニール管やポリエステル管だったら地震対策としては必要ですけども、継ぎ手も含めて鑄鉄管だったらそんなに耐久構造が強いと思うんです。これは老朽化したということは、何年ぐらいたっているかということで、そんなにまだたっていないと思うんですが、水道のことをちょっと昔やっていたものですから、そんなに鑄鉄管は古くならないような気がするんですが、それは何か老朽化したということは何かそういうことが顕著な傾向があったのかどうか、もう一度ちょっとわかりやすく、その辺をちょっとお願いしたいと思います。別につつついてはいるわけじゃないですよ。

それから、3点目に、モニタリング、項目が3点目、ちょっと余り答えていないような気がするんです。項目が何点ぐらいこれで委託業務によって、何項目ぐらいが必要だろうということが委託報告として出たのかどうか。それで、さっき言ったように、例えば製品としてインターロッキング、じゃ作りましょうかと、いろいろありますよね。そういうところの例えば製品のその中にダイオキシンがあるかないか、恐らく処理したやつですからないと思うんですけども、そういうのが溶出しないような、そういうようなことも含まれているのかなとは、こういうトータル的な検査項目がどういうところが決まったのかと、そこら辺が多分答えていないような気がするんですよ。もう一度検査項目、どれぐらいあって、例えばこういうこともこういうこともあるんですよと、どの段階でどういう項目を調べるんだとか、生産行程いろいろあるんですね。だから、総論の中で、ここでモニタリングして、抽出して、こういうものを調べますとか、そういうことが大体決まったんですよということがわかれば

いいけれども、何か一般論的な答弁しかないので、何かいくつが決まったことをちょっと聞いてみたいということで、もう一度お願いします。

○議長（佐藤 茂也君） センター長。

○管理センター長（古屋 正治君） もう一度、1点目から説明させていただきます。

二ツ塚の浸出水処理施設の生物処理でございます。生物処理につきましては、有機性の汚濁物質等や窒素分を水槽内にある充填剤表面に付着した微生物により分解除去する方法をとっております。また、2つ目の処理は凝集沈殿でございます。ここでは、汚濁物質を凝集化し沈降させる処理をとっておりますが、現在、生物処理において、下水道の放流基準に達しているため、ここでは薬品等を使用していません。1点目は、以上でございます。

2点目でございます。地下水送水管敷設替工事の管の関係でございます。

先ほど、老朽化と申し上げました。議員ご指摘のとおり、铸铁管が従前から敷設されております。処分場につきましては、維持管理を適正化するため、地下水送水管につきましては、地上に配管しております。これにつきましては日常点検等で、地中に埋設しているより地上配管において、異常な事態があったときにはすぐ発見できるよう配管方式もとっております。また、地下水の送水については、ポンプで常時運転しているものではなく、地下水が一定量貯まってから間欠運転で送水しております。そのため、圧力等が継ぎ手部等にかかるため、地上部配管等とあわせて耐震化を目的とした管に敷設替えをしたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 具体的な稼働後のモニタリングとしては3種類ございます。

まず1点目に日常のモニタリングというものがございます。これは日々のエコセメントの品質の確認を行っているものでございます。2点目でございますが、定期モニタリング、これは月1回実施した内容のチェックでございます。3点目は随時のモニタリングでエコセメントの有効活用の確認ですとか、各種関係測定の確認を行っています。

こういった内容を行っておりますので、先ほどご質問のございましたダイオキシン等の項目につきましても、これらのモニタリングの中で内容をチェックして報告を受けているところでございます。今現在まで、特に問題はございませんでした。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 答弁漏れはないですか。いいですか。

○26番（谷 四男美君） ちょっと漏れているというか、3点目だけなんです。1点目、2点目は結構です。3点目のこれから稼働するところですから、細かいことは聞きたくないんですけども、これからエコセメントが今本格稼働しましたよね。今、永井さんから何かちょっとどうなんて話がありましたけれども、我々が知らないところで本格稼働して、そして知らないというところじゃないですよ、本格稼働が、報告がちょっとずれたということですけども、検査項目が3種類ということだけなんではなかろうかということが、どうもそれだけなのかなと。もっとその中に、3種類の中にいろいろな項目が幾つか分かれていて、そういうものがここで言わなくてもいいですが、さらにいろいろなものが、だって820万円もかけるんですから、何かいろいろな項目があると思うんですね。ここの段階ではこういう検査が必要と、モニタリング調査が必要だと。最終的にはこういうものが必要だとか、そういう820万円も委託費用をかけたんですから、何かそういうものの報告書が出ていると思うんですね。ただ、3種類やっていますよというだけではちょっとわかりにくいような気がするんですが、もし答えがあれば。

○議長（佐藤 茂也君） 終わってから、もし必要があれば。質問は、2回までとなっていますので。よろしくお願いします。

桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 立って発言をして質問をして、再質問も含めて2回ということですか。

○議長（佐藤 茂也君） そういうことです。

○20番（桜木 善生君） 了解。

初めての決算ですので、少しご説明いただければと思うんですが、端的に申しまして、最終処分場の周辺の皆さんに大変お世話かけて、頭の下がる思いなんですけど、先ほどの局長の説明の中で、その不用額について通年どおりだという趣旨の発言のように聞こえたんですけども、11億何がしの剰余金があって、4億程度は繰り越しだと、これ決算書見ればわかるんですけども、その上で、監査審査意見書の5番目に、実質収支についてと書かれてありまして、ここの中で、読み上げます。「ただし、各組織団体の厳しい財政状況を勘案し、その繰越金の扱いについては計画的な財政運営を念頭に置き、有効な活用を図りたい」と、大変最も至極なご意見だと、私も敬意を表する次第ですが、各自治体それぞれ財政危機で、国の動向を踏まえましていろいろあろうかと思うんですが、端的にこれを考えていきますと、早い話が、エコセメントもここで落ち着いて、来年度のそれぞれの各市、東久留米だけ減額

してというわけにはいかないでしょうけれども、各自治体に分賦金というんですか、負担金、これは平成18年度に比べると減額傾向になるんじゃないかなと、一般的にはこういうふう
に考えるんですけども、私も冒頭申し上げましたように、初めての決算審査ですので、そ
の辺の状況はよくわからないんですが、その見直しを含めまして、この決算の審査意見書及
び先ほどの局長の説明、見方を変えて言うと、11億も決算剰余があつて何なのというよう
な意見もあろうかと思うんですね。私もこの辺にはあるんですが、何なのという話をします
と2回じゃおさまりませんので、11億は11億としながら、要は来年度予算編成各自治体
に向けて、分賦金の取り扱い、その扱いについては減額の傾向というふうを考えてよろしい
かどうか、その辺の監査審査意見書を踏まえまして、局長等々はどういうふうにお考えな
か、ひとつご見解を伺いたしたいと思います。

それから、よくわからないんですが、2つ目、先ほど来、エコセメントの本格化、本格化
と言っていますよね。今、谷先輩の方のご意見の中にもありましたけれども、どういふ
な調査をするかしないか、それは私は専門家じゃありませんからよくわかりませんが、要は
気になっているのは、各自治体に公共事業として、何か取り扱いを願いたいような趣旨の管
理者ですか、局長ですか、ご報告、発言がありましたけれども、早い話が、公共事業とい
つたってそれぞれ各市まちまちだと思いますけれども、それで、ある程度数量を割り当てて、
うがった物の見方ですけども、それに伴う分賦金を要請されるんですか。それとも、これ
は買い取ってくれよということで、強制的にされるんですか。その辺の公共事業、公共事業
というふうには各自治体に対して言われているようでもありますけれども、もしそういう計画が
あるんだったら、もっと平たく出してもらった方が私なんかわかりやすい。

私ども議会は、初日の本会議にこの議会の、当組合の報告するんですよ。それで質問攻め
に遭っちゃって、私いつの間にか管理者の気分で発言しているんですけども、これ極めて
私も反省しなきゃいけないんですけども、その辺の流れが将来に向けてどういふふうにな
されていくのかというところが、今先ほど来、発言に公共事業とありましたので、その辺をど
うしていくのか、もしあればペーパーでも結構ですから、お出し願いたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 1点目、総務課長。

○総務課長（風間 智君） 1点目の不用額についてのお答えを申し上げます。

このたび、平成17年度の剰余金につきまして11億円余、剰余金が発生しておりますけ
ども、先ほど事務局長の方からの報告がありましたように、エコセメント事業関連で4億円
強、その他で7億円程度の不用額が出ております。さらに内訳を申し上げますと……。

[「いいです、わかるから」と呼ぶ者あり]

○総務課長（風間 智君） 今後の負担金への反映でございますが、これからエコセメント事業が今議員さんの方からもお話がありましたように始動しまして、これに係る大規模修繕ですとか変動費等がございます。二ツ塚処分場の方の埋め立ての方は、減少傾向の方に向かっておるんですけれども、今後のエコセメント化施設の起債にかかわる公債費の償還等、諸事情を考えてまいりますと、一概に剰余金が発生したからと申し上げましても、負担金の方でそれを減ずるという考えはありませんで、この剰余金につきましては、基金等に積み立てを行いまして、今後予想されるエコセメント事業等の資金の方に充ててまいりたいと考えております。

なお、当組合につきましては、普通地方公共団体と若干違うところがございますが、特別地方公共団体の中で事業ということで動いております。事業費である衛生費を見てみましても、組合の総事業費の78%ほどになっており、固定的な経費である義務的経費よりは投資的経費が多くなっておりますので、不用額が多くなる理由として、あわせて補足をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 生産されたエコセメントの流れを簡単に説明させていただきます。

生産されたエコセメントでございますけれども、運営委託契約に基づきまして組合から受託者であるSPC、東京たまエコセメントの方で有償で全量を引き取ります。その後、親会社でございます太平洋セメント株式会社の方で全量を引き取り、その太平洋セメント株式会社の販売力を使って各ユーザーの方に販売していくという仕組みになっております。この流れの中で、各ユーザーが、エコセメントを発注する。それは、例えば市町村でありますし、また各企業等を通じて販売をしていくことになっております。これにつきましては、先ほどお話がありましたように、今月から二次製品メーカーで敷石、インターロッキングブロックでございますけれども、こういったものを製造して準備をしているところでございます。それを受けまして、各市町にも私どもからお願いをしているところでございますが、各市町に具体的にどれぐらいの量を義務づけることは考えておりません。各市町が積極的に使っただきたいという要望をしています。実際にエコセメントとして販売されていく中で、これから時期がございまして、私どもとしては、それに伴った工事発注元であります所管部

署の方で発注しやすいように、例えばどういう会社でどういう製品にエコセメントを使っていると、特にたまエコセメントを使っているということの仕組みづくりを現在、東京都と調整をしながら考えているところでございます。

なお、東京都のグリーン調達物品に今年度指定されているので、公共工事で使われていくと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 桜木議員。

○20番（桜木 善生君） エコセメントの本格化というところの以降の流れについてはわかりました。

随時また聞く機会があれば聞いていきたいと思っておりますけれども、いずれにせよ、それぞれ地方自治体が責任を負わなきゃいけないところもどんなふうに出てくるのか、ちょっとよくわからないものですから、構成市にその辺の説明方を今後ともお願いしたいというふうに思っています。

前段の総務課長さんですか、初めて私もお聞きするんですが、11億何がし決算剰余があるから全部案分して分賦金を下げると、こういうふうに私は言っているんじゃないで、監査審査意見書の下から2行目に、「各組織団体の厳しい財政状況を勘案し」と、こう書いてありますから、この辺も十分斟酌されて、総務課長さんだけで予算決めるんですか。そうじゃないですよ。多分これから協議されるんでしょう。今の段階でも減額の傾向はないというように断言されるのもいかがかと思うんですけれども、当面、最終処分場の持つ役割も私も認識はしていますし、その辺のかかる経費はいいんですけれども、だからといって剰余金があったからすぐ基金に積んじゃうよというような今の発言だけは、私は「はい、わかりました」と言っているものかどうか、今私はここで立っていて逡巡とするんですけれども。各自自治体の構成市もそれぞれ厳しいですよ。と思います。聞いていますか。ここの役割も私も認識して来ていますので、そういう意味でのバランスを少し考えてもらいたいと。せっかく監査審査意見書がありますので、そのような発言をしております。ご見解があらば。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 繰越金、いわゆる剰余金の考え方でございますけれども、予算編成上は、まず剰余金が出ないようなというような厳しい予算編成をすることが当然前提だろうと思います。しかし、実際に執行する限りにおいては、少しでも剰余金を出すようにと、不用額を出すということを予算編成が終わって、実際に執行する段になったときにはそういう

方向でやっていくと。少しでもコストを圧縮するというための努力を、予算を獲得できたからそれでよしとするのではなくて、職員一丸となってその予算をいかにさらに適切に、またコストを抑えていくための努力をしていくかと、そういう意味での剰余金が出るということについては好ましいことだと思っております。

監査委員さん等の意見としては、当然私どもしっかり受けとめなきゃいかぬというふうには思っておりますが、今、総務課長の方からお答えしましたのは、13号議案とちょっと関連いたしまして、今後のエコセメの運営の上で、ロータリーキルン等のレンガの補修等を含めて、かなり維持管理費が相当程度かかってくるというようなことが見えてきておりまして、そんなことを含めて、先の議案のことも含めた答弁をしたわけでございます。それらについてはまた後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的な考え方としては、私どもも繰越金を多くとって、それをまたすべて積み立てればいいと、そういう考え方でやっているわけではありませんので、それはもう圧縮をし、より適正なものにしていくと。しかし、だからといって予算が決定されたんだから、それは全部使えばいいんだと、こういう考え方ではないということを改めてご説明をさせていただき、また基金等のことにつきましては、ちょっと後ほどの議題とかかわりますので、そこでまた説明させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 他にございますか。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） まず、エコセメント事業、これがこの決算でかなり一番大きい部分を占めているわけですが、この目的というのが二ツ塚最終処分場を有効に活用して延命を図っていくというか、なるべく長く使っていくということが目的だということで、何度も説明を受けているんですが、ここでやっと本格稼働しました。昨年ですか出されましたこの減容量化基本計画書の中では、平成15年度は34%で、平成22年度に50%ということで、このエコセメントによって埋め立ての期間を延ばすことができるという話ですが、これで大体見通しが出てきたのかどうか。どれぐらいの延命効果があるのか、今の時点でどう考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

そして、今まで焼却灰などは、今までは埋め立てられていたわけですが、既に埋め立てた焼却灰を掘り起こしてエコセメントに使うとか、そういうことなんかは可能性としてあるのかどうか。そうすると、また容量がふえるわけですが、そういうものがあるのかどうかについてお伺いします。

2つ目は、今の桜木議員の質問にも関連するんですが、各自治体、組織団体の負担、平成17年度が83億で、18年度は93億ということで増えておりまして、今後減ることはなさそうなお話なんですけれども、聞くところによりますと、組合債の返還がこれから増えてきて、5年後ぐらいにピークになるんですか。しかし、それは基金を運用して同じぐらいにしていこうというふうな話はちょっと聞いたんですけれども、総額で94億というのがずっと各構成団体に負担していくということになるという、当面はこの額で推移するんだという話なんですけれども、これがどれぐらい続くのか。組合債の返還などもありますから、その全体の関連で、いつまでこの自治体の負担が続くのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 事業課長の細谷でございます。

3点のご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、1点目でございますけれども、使用期間がどれぐらいかという予測でございますけれども、17年度の業務委託の中で二ツ塚処分場中長期計画の策定をいたしております。これについては、第3次減容量化計画が18年度から始まりまして、エコも本格稼働したと。その中で二ツ塚処分場は不燃物のみの受け入れ態勢になりまして、その不燃物も減少傾向にあるということで、今後何年間使用可能なのかということ、さまざまな視点から試算をいたしました。これは、前提条件によって結果は異なりますので、何年度までということにはきょうは差し控えさせていただきたいと思っておりますが、平成12年度のエコの基本計画時に示しました平成38年度ないし39年度まで使用可能という年数に対しては、それを上回る延長が予測されます。しかしながら、それは今後の不燃物のごみの搬入量ですとか、エコセメント化施設がそもそも何年間稼働し続けるのかという前提条件によって大きく変わりますので、そういった動向を見据えつつ、今後も引き続き精査していきたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、掘り起こしの可能性でございます。

エコセメント化施設につきましては、焼却残さを原料といたしておりますが、当面第3次の減容量化期間に予測されておりますごみの搬入量を見ますと、焼却残さの量は大体年間10万トン程度を予測しておりまして、これはほぼエコの施設能力に見合う量でございます。したがって、現段階におきましては、直ちに掘り起こしをして、それをエコの材料にするということはまだ時期尚早というふうに考えているところでございます。

第3点目につきましては、組合債の返還でございます。

組合債につきましては、二ツ塚処分場、谷戸沢処分場、エコセメント化施設の3つの組合債の償還がございます。それぞれ3つ合わせますと、その償還のピークは平成21年度から24年度ぐらいにピークを迎えます。それぞれの組合債は、ほとんど15年償還でございまして、およそ平成32年度ごろまでその償還は続くものと予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 中原議員。

○24番（中原 雅之君） それで、先ほどお伺いしてちょっと確認なんですけれども、各自治体への負担額がそれでこのレベルが全体で93億という額がいつまで続くかということなんですよね。その見通しをお伺いしたいのと、あと焼却灰の再掘削、これが今のところは考えていないと。でもあり得るということで、例えば焼却灰を掘り起こしできるような形で、この埋め立てというかそういう準備がされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） 事業課長。

○参事兼事業課長（細谷 昌平君） 2点のご質問についてお答えいたします。

まず、1点目につきましては、93億余りの負担金がいつごろまで続くのかという予測でございますけれども、これは例えばエコセメント化施設の運営そのものが、例えば原油高とかそういった変動、外的要因によって非常に影響を受けるものでございますので、一概に何年まで93億程度の負担金が続くというのは、ちょっとここでは数字でお示しすることはできませんが、1つの目安としまして公債費のピークが平成24年度まで続く予定でございますので、おおよそそのあたりまでは基金の活用などをして、努力をしつつ、平成18年度並みのいわゆる93億円並みの負担金に抑えていきたいというふうに考えておるところでございます。

2点目につきましては、掘り起こしについてですけれども、これは先ほど申し上げました平成17年度の中長期計画の委託業務の中で可能かどうか検討しておりますけれども、これまで埋め立てた量ですとか、それが何年間エコの材料としてもつのか、そして何といたってもその費用対効果、掘り起こしてまでやるだけの効果があるのかということを考えますと、また時期尚早という結論に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにありますか。

木内議員。

○13番（木内 徹君） 数点ばかりお伺いしておきたいというふうに思います。

まず、決算書の13ページですけれども、中段に、粒子状物質減少装置補助金に関する賠償金というのがございます。これはいわゆる、ディーゼル車など国費対策の恐らくこれ三井物産の当時のいわゆる基準値以下の装置等を販売してきたと。その賠償金だというふうに思いますけれども、この1,500万円余にわたるその賠償金の内訳といたしますか、そのお考えを、そして何の賠償金であるのかお伺いいたします。

それと関連しまして、この監査委員の審査意見書の方なんですけれども、これ5ページに、諸収入のところで、今、粒子状物質の件と賠償金の件と、それから、エコセメント化施設建設工事に使用された特別高圧電気料金ですか、これが1,600万円余を収入によりというのは、このちょっと意味がよくわからなかったもので、電力料金ですから恐らくこれは支出の方の項目で載ってくるんじゃないかなと思ったもので、ちょっと単純ですけれども、その点についてのご説明をいただきたいというふうに思います。

それと、これも単純ですけれども、21ページです。

中段に、シンボルマークデザイン作成委託料315万円が載っていますけれども、これはまさしくエコセメントのこのマークのあれですかね。それとまた、こちらの左側にありますけれども、これも含めてのデザイン料なのか、その点についてお伺いをいたします。

それから、29ページ、これは下段になりますけれども、ビオトープ整備調査委託、これが900万円余が載っていますけれども、このビオトープのこの一昨年の一昨年の一体どのぐらいの運営状況があったのか、そのまた整備状況があったのか、その点についてお伺いをいたします。

それから最後に、公債費についてですが、余剰金の件で実質収支が約11億3,000万円弱でございまして、いろいろと今後の組合構成市の分担金がどうなるのかとの話がありました。また、公債費が平成21年から24年にかけてピークを迎えるとの説明がありましたけれども、この今、公債費といたしますか公債の残高、どのぐらいあるのか、そしてまたピーク時の公債費は幾らになるのか、それで、その後のいわゆる推移がどのようになっていくのか、その点についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） 総務課長の方から、1点目、2点目及び5点目についてお答え申し上げます。

まず第1点の粒子状物質減少装置補助金に関する賠償金の収入でございまして、この内訳で

ございますが、理由につきましては、議員のおっしゃったとおりの理由でございまして、平成14年度に構成団体が搬入しますディーゼル車に対する装着、いわゆるD P Fの装着の補助金を交付しておりまして、その償還金、返還金を求めたものでございます。内訳は1台当たり50万円で25台に対しまして1,250万円を求めております。

それから、その利息でございまして、772日間の利息期間でございまして、違約加算率が10.95%、これが291万150円でございます、合わせまして1,541万150円という内訳になってございます。

それから、2点目の諸収入の中にございます公共料金等の電気料等の収入でございますけれども、これはエコセメント化施設の建設に当たりまして、特別高圧電力を引いてまいります。その中でございますが、まず歳出につきまして、ジョイントベンチャーの方で工事をしているわけですが、組合の方で一旦払いまして、それに対する歳入の請求となっております。そういう内訳でございます。

それから、5点目の公債費の現在高でございます。

公債費の現在高は、現在政府資金、東京都の振興基金合わせまして、平成17年度末の状況でございますが、293億2,663万4,698円という状況でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ピーク時公債費がどのぐらいになるのかという、そのことを。

○総務課長（風間 智君） ピーク時でございますが、ピーク時になりますと、平成21年ごろに34億円程度になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかの件、3、4件は。

環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 環境課長の花本です。よろしく申し上げます。

ビオトープの整備調査委託についてご説明いたします。

ビオトープにつきましては、平成16年4月に設置しまして、現在では多様な動植物が育ち、自然が回復してきている状況にあります。昨年行いました整備調査委託につきましては、ビオトープの清流復活の池にあるシート部の劣化を防止するための植生部材を、選定する調査を行ったものでございます。その結果をもとに18年度、19年度と工事をしていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） もう1点は。

企画調整課長。

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） お尋ねのシンボルマークのデザイン委託でございます。

ご承知のように、エコセメント事業開始に伴いまして、組合事業の中心が大きく資源循環にシフトしております。そのため、4月から組合名称も変更したところでございます。それにあわせまして、新しくシンボルマークをつくりまして、これからの組合のイメージアップにつつまして組織団体住民の方に理解を深めるということで制定することになりました。そのためのデザイン作成等を委託したものでございます。デザインにつつましては、旗とかパンフレット、我々が使っております名刺、それからステッカー、封筒等あらゆるものに活用していきたいと考えております。

以上です。

〔「それはこれですか」と呼ぶ者あり〕

○参事兼企画調整課長（峯尾 始君） そうです。

○議長（佐藤 茂也君） 木内議員。

○13番（木内 徹君） では、1つだけ再質問。

それじゃ、申しわけありません。先ほど問題になっていた実質収支額がいわゆる11億3,000万円余なんですけれども、負担金だとか何かの減らしたらどうかとか、そういう話もありましたけれども、どうなんでしょうか、いわゆる公債の残高が293億円ありますけれども、折を見て高金利債を繰上償還していくような考え方も持ってもいいんじゃないか。それがすなわち今年度にはいわゆるそれぞれ構成メンバーの組合市が、構成市がいわゆる負担金が減っていくことにもなっていくのではないかなというふうに思いますけれども、その点、管理者としてどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いできれば。

○議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

○事務局長（中村 豊君） 負担金についてでございますけれども、私ども事業を行うに当たりまして、先ほど管理者からもございましたように、予算をいただいても、常日ごろ執行の方で努力をしていかなければいけないというふうに考えております。その点で、負担金は大事なものであるとの意識で私ども仕事をやらせていただいております。

それで、先ほど申し上げましたように、11億円でございますけれども、今後の、先ほど議員がおっしゃったような公債費の流れ、あるいはエコセメント化施設につつましては、途中で大きな修繕もございまして、年度間でかなり差が出てくるということもございます。その辺をなるべく負担金に影響を及ぼさないような形で事業運営をしていかなければいけな

いということも1つございます。

ですから、基金の運用も含めまして、11億円出たわけでございますけれども、先ほど事業課長からもご答弁をいたしましたように、公債費のピークを過ぎた段階で、また検討しなければいけないと思いますけれども、そこまではこれまでの財源をうまく生かしていきながら、負担金になるべく影響を及ぼさないような形で事業運営をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤 茂也君） 木内議員。

○13番（木内 徹君） 繰上償還の考えというのはいないですか。

○事務局長（中村 豊君） 今のところ、私どもも想定しておらなかったんですけども、ご意見ございましたので、それも踏まえて検討させていただこうかというふうに思っております。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございますか。

永井議員。

○5番（永井 寅一君） 青梅の永井です。

1点だけ。平成17年度の主要事務事業報告書の3ページでございます。

この3ページの2行目からございますが、埋立処分から資源循環へと事業の転換に向けた取り組みを進めているところであるということがここに記載されておりますが、このエコセメントの事業は、いわゆる最終需要がどういうふうになるかということだと思えるんですけども、この報告書をつくるに当たってどのようなことでここに記載をされてあるのか。

ということは、やはり最終処分、エコセメントが先ほど管理者の説明の中でも18年度で1万トンの予定だと。それで、先ほどからインターロッキング、インターロッキングというふうなことでやっていますけれども、それでは十分に消化できないんじゃないかな。ということは、エコセメント以外の普通のセメントがありますので、それを駆逐して販売していかないと、この事業は成り立たないというふうに私は思います。

そういう意味で、この17年度の決算をするに当たって、そこが一番重要なところだと思うんです。やはり資源循環へと、そうすればそれは最終需要がどうなるかのということだと思いますので、今までのお話を聞いていますと、そこが明確ではないと思います。インターロッキング、インターロッキングといったって、例えば青梅なんか見ていただいても、青梅の町の中はそれを使っていると、余りこの色だと美的によくないなというふうに思うところ

がありますけれども、そういう中で、それでエコセメントが全部消化できるというふうには思わないんですよ。ということは、この事業が発券する、ここが一番大事だと思うんですね。それが18年度の予算になろうかと思しますので、その辺はどうかということ、やはり聞いておきたいと思しますので、その辺のご見解をお願いします。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） ただ今のご質問にお答えいたします。

私どもの公設民営であるSPCの前に民間でございしますが、千葉県に市原エコセメントというところがございます。参考までに数量を申し上げますと、市原の方ではエコセメントを約8万トンを生産しまして、同様の8万トンを販売している実績がございます。主に、二次製品メーカーに販売されています。二次製品ですので、私、先ほどインターロッキングブロックという例を申し上げましたけれども、これだけではなくて、ほかの道路用のU字溝など、幅広い土木工事関係で使われているところでございます。

その規模でございしますが、東京と千葉県の需要量から見ると、全体の普通セメントが販売されている量に占めるエコセメントの量は約3%という程度の規模でございしますので、その範疇で十分に販売が可能というふうに考えております。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） それでは、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はございますか。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この決算の中では、先ほども言いましたように、エコセメント事業というのがかなり大きな部分を占めております。そうした中で、このエコセメントの安全性の問題、そして販路の問題、またいろいろなこの工場の環境の問題、環境に与える影響の問題については、地元の方々からさまざまな疑問が出されてきたわけでありましてけれども、それに対してきちんとこの17年度についても答えられていないということを地元の人たちと話して感じるところであります。

もう一つは、谷戸沢と二ツ塚処分場の裁判に関連してですけれども、新聞の報道にもあり

ますように、組合は谷戸沢処分場の遮水シートについて、破損の証拠はないと。焼却灰飛散については徹底した監視を行い、飛散はあり得ない。安全対策は万全だとしてきたが、その主張に疑問が投げられたことになるというふうに新聞の解説で出ております。

ですから、環境に与える影響はないという裁判ですけれども、しかし、組合としてこういう主張をしてきたことに対して、やはり私どもが指摘したように大きな問題があったんじゃないかというふうに考えます。

そういう点で、安全性については今後最大努力していくというお話ですけれども、しかしながら、情報公開の努力というのが必要だというふうに書かれておりますが、情報公開条例については、いまだに消極的だというふうな感じがするわけであります。

先ほどの御答弁で、情報については積極的に公開していると、ホームページなどで公開しているというふうにおっしゃいますけれども、しかし、多くの人から言われるのは、都合のいい情報は出すけれども、都合の悪い情報は出さないと。こういう傾向というのはやっぱり続いているんじゃないか。これは、裁判の結果でも明らかになってきているのではないかというふうに思います。

そうした点で、やはりこの情報公開の面、またエコセメント事業に対する取り組みで、十分な環境対策あるいはその他のいろいろな問題について十分配慮されなくて進められたという点が認められますので、この決算の認定について反対の討論といたします。

○議長（佐藤 茂也君） 次に、賛成討論。

平井議員。

○25番（平井 勝君） 25番、平井でございます。

ただいま議題となっております議案第10号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成17年度の予算現額170億7,383万4,000円に対し、執行額は128億4,460万5,622円となっております。執行率は約75%となっておりますが、これはエコセメント化施設建設の年度内竣工の繰り越しによる影響など、特殊事情があるものと理解をいたしたところでございます。これ以外については、各組織団体の努力による搬入量が減少し、経費が節減できたことや、予算執行に当たってそれぞれ事業内容を精査し、不要なものについては改めて執行を見送るなどの努力がなされた結果と理解をいたしております。

さて、エコセメント化施設は、本年7月から本格稼働を始めておりますが、エコセメント事業による資源循環システムにつきましては、組織団体のみならず全国でも強い関心が持た

れているところであります。

このような中、組合にはこのエコセメント事業が順調に操業されることを切望いたします。

また、谷戸沢・二ツ塚処分場の維持管理は、日々の搬入管理や各種環境調査の実施を見ても、万全の体制で臨んでいると評価できるところであります。今後とも気を引き締めて維持管理に万全を期していただきたいと思います。

今、日本経済は景気の回復基調にあると言われておりますが、依然として各市町が厳しい財政状況にあることは変わりありません。廃棄物処理に万全を期するためには、必要な経費をかけることは当然であります。今後とも循環組合全般の運営経費の削減にも努めていただきたいと思います。

一方で、組織団体の役割も重要であり、エコセメント事業が進み、埋立処分場の有効活用が図られることにより、ご当地日の出町には今後さらに長くお世話になることになり、三多摩は一つなり交流事業など日の出町民の皆様と組織団体の住民の皆様との交流も着実に効果を上げてお感じしております。組織団体には、これまでと同様、この事業に対して積極的に協力していくとともに、さらにあらゆる機会を通じて循環組合の事業について、住民の方々に対する積極的なPRと働きかけを続けていただきたいと思います。

最後に、処分場のエコセメント化施設の運営に対して、日ごろよりご理解、ご協力をいただき、多摩400万人の生活を支えてくださっている日の出町の皆様に、心より感謝と敬意を申し上げ、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） それでは、以上で討論を終了いたします。

これより議案第10号 平成17年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計歳入歳出決算の認定を挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成多数。よって本案は原案どおり可決されました。

〔日程第7〕 議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例

○議長（佐藤 茂也君） 日程第7、議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程をされました議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

本案は、昭和55年の組合発足時に制定した条例について、直近の改正が平成4年であり、東京都及び各組織団体との均衡が図れていない部分が生じてまいりましたので、改正するものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 補足説明を願います。

事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、私から、主な改正内容につきましてご説明申し上げます。主な改正内容といたしましては次の2点でございます。

まず1点目でございます。24ページでございますけれども、第9条でございます。「小学校就学前の子を養育する者及び要介護者を介護する者の請求がある場合には、深夜勤務をさせてはならない。」とする深夜勤務の制限について規定を設けるものでございます。

2点目でございますけれども、26ページの第15条から17条にございます特別休暇の規定内容を、組織団体並みにするものでございまして、新たに条例で規定する休暇として加えたものは、病気休暇、介護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間休暇、出産支援休暇、育児参加休暇、事故休暇、骨髄液提供等休暇、夏季休暇及びボランティア休暇の10種類でございます。

大きな改正点といたしましては以上の2点で、その他の改正は、規定の整備でございますが、改正が必要な箇所が多岐にわたるために、一部改正の方式では改正が複雑となって、かえって分かりにくくなるため、全部改正の方式で条例改正をするものでございます。

それでは、その内容につきまして順次御説明をさせていただきます。なお、条文の順序の

変更につきまして、説明は省略させていただきます。

まず、23ページの第1条から第3条までにつきましては、文言整理等がございますけれども、現行条例と同様の規定となっております。

次に、第4条から24ページの第5条、第6条につきましては、現行条例と同様の規定となっております。

第7条は、宿日直勤務について規定したものでございますけれども、当組合では可能性が少ないとは思われますが、多くの団体と同様に新たに規定を設けたものでございます。

第8条でございますが、文言整理等がございますけれども、現行条例と同様の規定となっております。

次に、第9条でございます。先ほど申し上げましたように主な改正点の1つ目でございますが、小学校就学の始期に達する前の子を養育する職員及び要介護者を介護する職員につきまして、当該職員が請求した場合にはということで、午後10時から翌日午前5時までの間のいわゆる深夜の時間について勤務をさせてはならない旨の規定を新たに設けたものでございます。

次に、25ページ、第10条、これにつきましては、現行条例と同様の規定でございます。

第11条につきましては、休日と週休日が重なった場合の概念整理及びその日に勤務を命ぜられた職員の振りかえ休日につきまして、新たに定めたものでございます。

第12条は現行条例と同様の規定でございます。

第13条から26ページの第15条、16条、17条にかけてでございますけれども、主な改正点の2つ目でございますが、休暇の種類として先ほど申し上げたものを定めてございます。

このうち第15条と17条におきまして、いわゆる特別休暇のうち病気休暇と介護休暇を個別に規定してございます。その理由でございますけれども、病気休暇は、休暇請求の原因となった傷病に応じて、一定期間経過後には休職処分が行われるということで、年次有休休暇あるいは他の特別休暇と制度上大きな差異があるためということでございます。

なお、一定期間につきましては、他の公共団体と同様、90日を予定してございます。

また、第17条で規定しております介護休暇につきましては、相当の期間にわたって家族等の介護に従事するために休むことを余儀なくされることから設けられた休暇でございますけれども、休暇の期間中は職員の身分が保障されるものの、給与は減額されるため、他の特別休暇とは差異があるため、個別に条を設けたものでございます。

なお、年次有休休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇につきましては、必要な事項につい

ては規則で定めることとしているものでございます。

第18条、19条は、現行条例と同様の規定でございます。

なお、附則の第1項といたしまして、この条例の施行期日を平成19年1月1日とし、附則第2項以降では、現行条例と改正後の条例の経過規定、週休日、休息时间、休憩時間、休暇付与日数等について規定するものでございます。

これらは平成19年1月1日より施行を予定してございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。

議案第11号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の全部を改正する条例について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決をされました。

〔日程第8〕 議案第12号 東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例

○議長（佐藤 茂也君） 日程第8、議案第12号 東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第12号 東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

本案は、本年4月1日に施行された地方公務員災害補償法の一部改正に伴い改正の必要が

生じたこと、及び用語の整理の必要が生じたことにより、改正を行うものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 引き続き、事務局より補足説明を願います。

事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。主な改正点は4点ございます。

まず1点目でございます。31ページの第3条通勤でございまして、従来の「自宅から勤務場所」に限った通勤の定義に、「他の勤務場所への移動」を含むなどの追加を加えるものでございます。

具体例を挙げますと、自宅から議会等が行われますこの自治会館までの間の移動だけではなくて、例えば自宅から組合議会等の前に所属の議会事務局等を経由してこの自治会館に来られる際にも、公務災害補償が新たに適用されることとなります。

2点目でございますけれども、35ページの第12条障害補償でございます。従前の規定に加えまして、第2項以下で「障害等級に係る規定」をさらに追加するものでございます。

3点目は、36ページの第14条でございまして、新たに「介護補償」の規定を追加するものでございます。

4点目は41ページの第21条でございまして、新たに「年金たる補償の支給期間等」を追加するものでございます。

その他の改正点は、用語の整理等が多岐にわたるため、全部改正の方式にて改正を行うものでございます。

それでは、最初の31ページの1条から簡単にご説明をさせていただきます。

まず、第1条につきましては、一部文言の整理を行っただけでございます。

第2条につきましては、第4号中の適用条例を新たに更新したものでございます。

第3条につきましては、新たに第1項第2号及び第3号に自宅から勤務場所以外への経路による通勤も定義に含めたものでございます。

第4条、第5条につきましては、改正点はございません。

33ページの第6条につきましては、傷病補償年金、障害補償年金または遺族補償年金の補償基礎額について定めたものでございますけれども、第2項中の文言の整理を行ってございます。

第7条につきましては、新たに第2項として法律との均衡を考慮した補償額の定め方の規

定を追加するものでございます。

第8条につきましては、第5号に介護補償を追加するものでございます。

次に、34ページの第9条につきましては、新たに第2項及び第3号で療養の範囲を追加するというものでございます。

第10条につきましては、文言の整理を行ってございます。

第11条につきましては、文言の整理と新たに第3項として支給条件に係る規定を追加しております。

次に、35ページ、第12条につきましては、新たに第2項から第7項まで、障害等級等に係る規定を追加するというものでございます。

第13条は、改正点ございません。

第14条は、介護補償に係る規定を新たに設けるものでございます。

第15条は、改正点ございません。

第16条につきましては、文言の整理あるいは新たな規定の追加をしておるところでございます。

第17条につきましては、新たに第3項から第5項まで支給停止に係る規定を追加しております。

第18条につきましても、第4項あるいは第6項で規定を追加しております。

40ページの第19条につきましては、遺族からの排除規定、これは遺族補償年金及び遺族補償一時金の支給について、遺族からの排除規定を新たに追加するものでございます。

41ページ第20条につきましては、改正点はございません。

第21条につきましては、年金たる補償の支給期間等について新たに規定を追加してございます。

第22条につきましては、年金たる補償の過払い分等について、支給の調整をする規定を新たに追加しております。

第23条は、改正点ございません。

42ページの第24条につきましては、補償の請求等について規定を新たに追加してございます。

第25条も、関係法令等条項の整理を行っておるところでございます。

第26条につきましても、文言の整理、あるいは第2項について規定を新たに追加してございます。

第27条につきましては、第3項で新たに審査請求に係る規定を追加しております。

第28条は、改正点ございません。

第29条は、文言整理、30条は、改正点ございません。

第31条につきましては、民法の年号の修正を行っております。

第32、33条は、改正点ございません。

第34条につきましては、罰金の額について変更を行っております。

44ページ、附則でございますけれども、附則第1条、第2条については、施行期日を定めるものでございます。

附則第3条については、適用日前に発生した災害について新たに規定するものでございます。

附則第4条につきましては、適用日以前に障害等の状況に変更があったときは、従前の例によることを新たに規定するものでございます。

第5条は、文言の整理、第6条については、脳死した者への療養補償について新たに規定するものでございます。

附則第7条から第12条までにつきましては、文言等の整理をしております。

最後に、別表第1、第2につきましても、所要な文言等の整理を行っております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上で説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより議案第12号 東京たま広域資源循環組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の全部を改正する条例について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第9〕 議案第13号 廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例

○議長（佐藤 茂也君） 日程第9、議案第13号 廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第13号 廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書53ページをお開き願います。

本案は、平成18年度から本格稼働を始めたエコセメント化施設の修繕費の変動や、燃料費の高騰等社会経済情勢の急激な変化による一時的な高額の支出に備え、従前の基金に新たな目的を加え活用することにより、組織団体による負担金が大きく変動することがないようにするために改正を行うものであります。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 引き続き、事務局より説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） 議案書の60ページをお開き願います。

これは、現行条例と改正をお願いしている条例の新旧対照表でございますが、従前の別表につきまして全部を改正するものでございます。

右の欄が現在の基金の項目、左の欄が改正予定の項目でございます。

まず、右の欄の（3）でございます。この改正でございますけれども、最終処分場施設整備基金につきましては、これまで最終処分場の建設工事に充てることとしてまいりましたけれども、基金の目的に、エコセメント化施設の修繕を追加することといたしました。これは、先ほど申し上げましたけれども、エコセメント化施設の操業におきまして、毎年の定期修繕や5年から7年ごとの大規模修繕の費用の変動が非常に大きくございまして、一般財源に与える影響が大きくなるためでございます。

したがって、左の欄にございますように、基金の名称の中に「等」を加え、目的に「及び焼却残さ等処理施設修繕」を加えてございます。この焼却残さ等処理施設とは、エコセメント化施設のことでございます。

また、左の欄でございますけれども、（4）として財政調整基金を新たに設けることといたしました。これは、昨今の原油高騰などエコセメント化施設の燃料費の変動や、万一の災

害への対応など、施設運営に関しまして、予測しがたい状況の発生に備える必要があるためでございます。

議案書の59ページにお戻り願います。

これらを踏まえまして、題名を廃棄物広域最終処分場建設基金条例から、廃棄物広域最終処分場等施設整備及び運営に関する基金条例に改めてございます。

また、第1条の条文中、従来の最終処分場の円滑な建設に限っていたものを、最終処分場及び焼却残さ等処理施設の整備としております。

第4条の改正は、文言の整理でございます。

これらは、公布の日より施行する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより議案第13号 廃棄物広域最終処分場建設基金条例の一部を改正する条例について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第10〕 議案第14号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤 茂也君） 議案第14号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） ただいま上程されました議案第14号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

議案書61ページをお開き願います。

このたびの補正予算は、繰越金を確定し、同額を組合債償還基金他2基金に積み立てを行うなど、議案書63ページに記載のとおり、10億2,957万9千円を歳入歳出それぞれ増額し、総額を110億5,159万6千円とするものでございます。

詳細は事務局長より説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 事務局長より説明を願います。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、私から補正予算のご説明を申し上げます。

64ページをお開き願います。

初めに、歳入からご説明申し上げます。

歳入は第3款繰越金でございますけれども、金額が確定いたしました平成17年度の繰越金10億2,957万9千円を増額し、当初予算の1億円と合わせまして11億2,957万9千円の繰越金とするものでございます。

次に、歳出でございますけれども、67ページ以降が説明書でございますが、71ページをお開き願います。

そこに歳入の前年度繰越金を先ほどご審議いただきました基金費に積み立てるもので、第5款諸支出金、第1項第1目基金費、第1節積立金に全額を積み立てるものでございます。

積み立ての内訳でございますけれども、今後の財政上の支出を踏まえまして、組合債償還基金に5億円、最終処分場等施設整備基金に3億円、財政調整基金に2億2,957万9千円を積み立て、今後の財政運営をさらに円滑に進めるように図ってまいります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明が終わりました。

質疑はございませんか。

谷議員。

○26番（谷 四男美君） じゃ、1点だけ。

これは、先ほども議員さんの方からも質疑あったんですが、余剰金を基金に積み立てるなら、分賦金の変動というのが今後、というような話がありましたね。私は、むしろそういうこともあるでしょうけれども、今、聞いていますと、エコセメントの毎年の修繕のほかに5年から7年で整備的なことが想定されるということで、組合債の返還もそうですけれども、

整備資金の基金も必要だということで、それは非常によくわかるんですね。

それで、むしろあれですね、今27億ですか、組合債の返還の金額が。それで21年から大体24年にピークになって、34億円ぐらいになるだろうと、毎年の返済金額がね。そうしますと、基金というところにある程度償還金ですか、起債の償還金の積み立てというのも努力して余剰金が出たなら、むしろそういうこともある程度は必要だと私は思うんですけども、基本的にはそういうスタンスというのは持っていると思うんですが、過剰な金を積み立てることはないんですけども、そういった生み出した余剰金というのは積極的に基金に積み立てて、そして加入の自治体の軽減を図るといふ、そういう考えもまた一方ではあると思うんですが、そういうスタンスは持っているのでしょうか。

○議長（佐藤 茂也君） 総務課長。

○総務課長（風間 智君） お答えいたします。

基金を積み立てて、今後の、先ほど来御質問ありました負担金への影響がどうかということでございますけれども、今、議員からもお話がありましたように、組合債の償還が平成21年から24年にかけて30億円台のピークを迎えるということがあります。また、あわせまして、エコセメント化施設の修繕あるいは燃料費等の変動、これらを総合的に踏まえまして、各年度剰余金見込みがどのくらいになるか定かではありませんけれども、剰余金が発生しましたら、当面は組合債の償還に積み立てるといふことで、今回5億円を積んでおるところでございます。

それから、今後、エコセメント化施設の修繕にあたりましても、5年から7年ごとの大規模修繕のほかに、定期的な修繕もございまして、それらの波もございまして、それらも踏まえまして、この起債の償還とその修繕をにらみながら、この基金に積み立ててまいりまして、極力負担金への変動がないように平準化をしていくというのが、この基金、補正予算の目的でございますので、ひとつご了承いただきたいと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） これにて質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論ございますか。反対討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ございません。

賛成討論。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ありません。

それでは、討論なしと認めます。

それでは、直ちに議案第14号 平成18年度東京たま広域資源循環組合一般会計補正予算（第1号）について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

〔日程第11〕 議案第15号 土地の取得について

○議長（佐藤 茂也君） 日程第11、議案第15号 土地の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○管理者（石川 良一君） 議案第15号 土地の取得についてご説明を申し上げます。

議案書73ページをお開き願います。

本件は、二ツ塚廃棄物広域処分場の埋立用の覆土材置場として借用している相沢沖の用地につきまして、買収を行うものでございます。今回の買収が平成16年3月から買収を始めて以来、最終となります。

75ページをご覧くださいますと、本年度の買収内容が記載されております。

買収予定の相沢沖用地の位置は、別紙資料で示してございます。

本年度は、5人の地権者、30筆、1万90㎡を1㎡当たり1万7,400円、総額1億7,556万6千円で買収いたします。買収単価は、従来と同額でございます。

なお、各所有者からは、買収について同意をすることの承諾をいただいておりますので、議会におきまして議決をされましたら、契約を締結したいと考えております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより直ちに議案第15号 土地の取得についてを挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（佐藤 茂也君） 全員賛成。よって本案は原案のとおり可決されました。

ここで、陳情を議題といたします。

傍聴人は、東京たま広域資源循環組合議会傍聴規則第2条第1項の規定により、組織団体の選挙権を有する住民に限られますが、組織団体の住民以外の陳情当事者である傍聴希望者については、この議事の間のみ、同項ただし書きの規定による議長の許可により入室を認めることについてご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤 茂也君） ご異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後 3 時39分休憩

午後 3 時50分再開

○議長（佐藤 茂也君） 会議を再開いたします。

[日程第12] 陳情第2号 西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と思われる臭いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情

○議長（佐藤 茂也君） 日程第12、陳情第2号 西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と思われる臭いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情について議題といたします。

これより、事務局より陳情の朗読と説明を求めますが、着席のまま説明させていただくことをお許しいただきたいと思います。

それでは、事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、陳情第2号について、まず朗読をさせていただきます。

この陳情は、青梅の水とごみを考える会代表の安藤さんからいただいた陳情でございます。陳情の趣旨から読み上げさせていただきます。

1、陳情項目

- (1) 東京たま広域資源循環組合が管理運営するエコセメント化施設が原因と考えられる異臭の原因究明を早急に行い対策を講じること。
- (2) エコセメント化施設に関する異変の通報あるいは苦情の連絡窓口を設定し、関係地域である青梅市市民、あきる野市市民に速やかにその所在を明らかにすること。

2の陳情理由でございます。

この度、貴組合に陳情を提出いたしますのは、東京都青梅市に在住する市民で構成する「青梅の水とごみ考える会」という環境市民団体です。

この会は、1993年に発足、青梅市に隣接する二ツ塚処分場と処分場内に新たに建設されたエコセメント化施設の青梅市への影響及びごみと環境問題解決のための活動に取り組んでまいりました。現在の会員数168名ということでございます。

1998年、青梅市に隣接する二ツ塚処分場が稼働してから、処分場付近のハイキングコース、馬引沢峠付近にそれまでに全くなかった異臭の存在を指摘する人や、化学物質に敏感な人は身体に異変を感じ山を下るといふことがあることは既に周知の事実でした。

しかし今年2006年7月、エコセメント化施設稼働後に周辺を漂うにおいは、それまでと全く違う臭気のように感じられます。

例えば、8月12日にエコセメント工場近くのハイキングコースを歩いた12名中のほとんどが咽頭の痛みや頭痛など何らかの異変を感じました。

北側尾根と馬引沢峠は、エコセメント化施設建設事業の環境影響評価書で調査された地点ですが、稼働後の調査は行われているでしょうか。

環境影響評価書では悪臭防止対策としては、ドアの開閉時の徹底管理、室内を負圧に保つ、消臭剤の噴霧、吸着式脱臭装置を通過させる等の対策を講じ、においは基準値内になっています。また、環境影響評価書の予測評価からすると、現在の状況は明らかにおかしいのではないのでしょうか。

また、平成7年には悪臭防止法が改正された折に、人の鼻で判定される嗅覚測定法が導入されるなど、人間の五感による異変も重要な基準と考えられるようになっていきます。

ハイキングコースや馬引沢峠で人が感じる咽頭の痛みや不快感は、エコセメント工場が原因ではないかと考えられます。至急原因を究明するとともに情報を公開し、対策を講じてい

ただくようお願い申し上げます。

もう一つの至急対策を講じていただきたいのは、異変を感じたときの通報や緊急時の窓口の設定です。

去る8月30日午前8時45分ごろ、さきに述べました異臭の件につきまして「青梅の水とごみの会」の会員が府中の東京自治会館内の組合に電話をしました。「本日11時にそちらに伺いエコセメントの状況を聞きたい」と職員の方に伝えました。ところが、「ここではエコセメントのことは答えられないので、二ツ塚処分場に担当がいるので、そちらから折り返し連絡するように伝えます」と言われ、その職員は会員の電話番号を確認しました。

しかし、連絡をもらえないため、再度連絡をしたところ、「外で作業をしているので対応ができないのだと思う。連絡はしてあるのでもう少し待ってください」とのことでしたが、とうとうこの日夕方5時まで何の連絡もなく、放置されました。

エコセメント化施設の説明会では周辺環境の影響は心配ないとの説明を受けていますが、万が一を考えて異変を感じたときの通報、緊急を要するときの窓口はどこなのか明らかにし、対応を可能にしていきたいと思えます。

以上の陳情2件を審議していただきますようお願い申し上げます。

というのが陳情2号でございます。

議長からございましたように、組合の方からも若干ご説明をさせていただきます。

まず、異臭の原因究明等についてでございますけれども、組合では、地元との公害防止協定等に基づき、エコセメント化施設から発生する排ガスにつきましては、法規制よりも厳しい自己規制値を設けて排ガス処理設備により処理を行うとともに、定期的に調査を行い、適正に処理が行われているかを確認し、日の出町や地元自治会に報告しております。

また、悪臭につきましても、従来から施設周辺の馬引沢峠近辺、防災調整池近辺、埋立実施場所内の3カ所で、年2回調査し、同様に報告しているところでございます。

8月12日にハイキングコースを歩いていた12名のほとんどが咽頭の痛みや頭痛など、何らかの異変を感じたと陳情者が述べている件についてでございますけれども、まずエコセメント化施設につきましては、施設の運營業務の受託者の社員が、毎日3回パトロールによる点検を行っておりますけれども、指摘のあった8月12日には施設の機器に特に問題はなく、また臭気も感じておりませんでした。

また、その後の9月4日には、陳情にありますハイキングコースを含めて地元自治会の立ち会いのもと、定期的に行う悪臭調査を第三者機関により実施しておりますけれども、調査

結果に問題はございませんでした。

組合といたしましては、今後とも引き続き、公害防止協定等に基づき各種調査により確認をしながら、エコセメント化施設の操業を適切に行っていく所存でございます。

次に、組合への連絡窓口の設定についてでございますけれども、当組合では、既に、広報広聴に関しては企画調整課、埋立処分場に関しては管理センター、エコセメント化施設に関してはエコセメント担当を窓口とするなど対応を図っているところでございます。

なお、現在、組合事業につきましては訴訟を抱えておりまして、問い合わせにつきましては慎重な対応を図ることもございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって朗読と説明が終わりました。

質疑はございませんか。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） それでは、先ほどお聞きしたんですけれども、今ちょっとお話もありましたが、改めてお伺いしたいと思います。

回ったら異常がなかったということですが、この陳情書に悪臭防止対策ということで、ドアの開閉時の徹底管理、室内を負圧に保つ、消臭剤の噴霧、吸着式脱臭装置を通過させるとありますけれども、ロータリーキルンというのがむき出しでかなり熱くなるわけですよ。ですから、私なんかそこから出てきたんじゃないかという気もするんですけれども、あのロータリーキルンがぐるぐる回っていて、当然すき間もあるわけですし、それはここに書いてある負圧、室内を負圧に保つとか、こういう対策ではあのロータリーキルンから出るにおいについては対策がなかなか難しいんじゃないかと思うんですけれども、その辺の検討はされたのかどうかということと、この毎日3回というのは時間が決まっているかどうか。毎日3回点検しているというふうなことですけれども、この辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 今のご質問2点にお答えいたします。

まず1点目でございますが、ロータリーキルンのお話でございますけれども、ロータリーキルンにつきましては、排ガスを吸引した状態なので、いわゆる密封状態になっております。ですから、ここから臭いが出ることはないということでございます。

それから、2点目のパトロールでございますが、SPCの社員が1日に3回施設内を巡回

しております。これは、一日24時間を3分割にした体制をとっております。その時間帯において各機器の点検をしております、その中で機器の点検の異常の有無、それからにおいてもチェックをして、記録しながら点検を行っているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 中原議員。

○24番（中原 雅之君） その密封というか、キルンそのものはもう見たらわかるようにむき出しになっているわけですよね。あれがぐるぐる回っているから、当然その両側の受けるところとの間にすき間もあるんじゃないかと思うんですけれども、するとそのキルンそのものが高熱になることによって、何か出るという可能性はないのかと、そのところなんですよ。密閉といっても、あの鉄の円筒自体は外に見えるところにあるわけですから、密閉とは言えないんじゃないかと思うんですけれども、その辺もう一度お願いします。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） キルンの排ガス処理でございますけれども、焼却残さを焼成するため、環境に配慮した重油を使用しています。このバーナーの反対側の方に、負圧で排ガスで吸い取って処理をするような構造になっております。

次に、2点目の高熱でというお話でございますけれども、キルン内の焼成温度は1,350度以上ということになっており、ダイオキシン対策等をとっています。キルン外側の表面の温度につきましては、250度以上から400度ぐらいの中で推移してございます。この表面温度が、ある一定温度になりますと、通常の作業の一環でございますが、その外側の温度を下げるために水を噴霧しています。この作業中でのいについては、噴霧している水に上水を使っております、特に問題はないと思っております。

また、パトロール社員もこのキルンの周りも巡回しております。すぐそばも点検しております、特にいについては感じていないという報告でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに質疑はございませんか。

原議員。

○19番（原 まさ子君） ここに公害防止協定の中で4点あるわけですがけれども、これが何らかの理由でいが出てしまうというふうになれば、それは何から発生するにおいて、例えば人とか環境にどんな影響があるものなのかということをやっと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、恐らくこの市民の方は、なかなかお返事がいただけなかったというその何か連絡がうまくいかなかったことにも不安を感じているんだというふうに文面から読み取れるわけですが、こういうものは窓口はちゃんとしておりますと言っても、うまく連絡がいかないというところもあるわけですから、その点は何かきちんと対応をすぐにはできるような仕組みにしていこうとかいうようなことはあるのでしょうか。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） まず、1点目の悪臭の原因となるものですが、焼却残さの受け入れピットが主なものと考えております。ここに書いてありますドアの開閉時の徹底管理ですとか室内を負圧に保つとか、そういったものに関しましてはすべてこの焼却残さ受け入れピットに関するものでございます。受け入れピット自体は管理棟の中に入っており、中は、負圧の状態にして外に空気が漏れないようにしています。また、排気に際しては、排気ファンを回しておりますが、排気が外に出るときにも、脱臭設備を通過してから外に出ようになっていますので、焼却残さの臭いは外には出ないようにしております。

焼却残さのにおいの大部分は、いわゆる有機性の悪臭物質とされているようなものですが、年々2回実施している測定結果からは、基準を超えるような悪臭物質については確認されておりませんので、周辺環境に影響を与えるようなことはないと考えております。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 2点目の連絡の遅れということでございますけれども、これは先ほどありましたように、私どもとしては、連絡窓口としてそれぞれの所管部署が窓口ということになってございます。広報広聴は企画調整課と、以下、同様でございます。

これに伴いまして、私どもでこの日の問い合わせがあったわけですが、私どもの方では、組合事業での訴訟を抱えておることによってございまして、問い合わせの方が裁判の原告という方ではございましたので、慎重な対応を図っていたところでございます。それに要した時間がかかったということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 原議員。

○19番（原 まさ子君） 大体中身はわかりましたけれども、よくわからないのは、残さというのは焼却灰というふうに考えれば、なぜ焼却灰に有機性の何かにおいが発生するような

ことになるのかということがよく理解できないので、そこをもう一度説明してください。

それで、もしそういうところから何らかのにおいが漏れていて、日に3回調査をしていて、そのときは異常がないというふうにしても、何か変なにおいがすると感じたとかということとは、どうしてもそれは折り合いがつかない説明になってしまうんだと思うんですが、もう少しその市民が何か異臭について不安だと思うことについて丁寧に答えていこうというような体制がないものかなというふうにちょっと思ったりします。

それから、訴訟の相手だということなので、問い合わせに時間がかかったということだったかもしれませんけれども、こちらに何も異臭の原因もないということであれば、はっきりそういうことを説明、早くにすればいいことだというふうに思うんですけれども、その辺はもう一度聞かせてください。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） 焼却灰の臭いについては、灰特有のにおいというのがございます。このにおいという決まったものがないのですけれども、特有のにおいというものがあります。この特有のにおいが、法で規制されている22項目の特定悪臭物質の基準と比べてどうかを調査していますが、調査結果は、基準を大幅に下回る値又は検出下限値未満となっており、環境に影響を与えるようなにおいはないと考えています。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） あともう1点。

エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 一応電話を受け付けて、通常どおり訴訟の原告でない場合には当然お答えをしているところでございます。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに。

谷議員。

○26番（谷 四男美君） まず1点目のにおいの問題は、その個人の客体の感じ方というのがありまして、セメントを焼けば恐らく焼成する過程でのにおいというのは一定出ると私は思うんですよ。ただ、そのにおいの限度というのが、やはりなかなかまちまちで、あったかないか、この文面では私も判断しかねるんですよ、1点目は。

2点目に伺いますけれども、じゃ、通報されたらそのすぐ通報すればよかったんだろうと思いますけれども、8月12日から30日、かなり時間がたっていますけれども、でも住民が通報したら、裁判に関係するかしらないかはちょっとそれはよくそこで調べたなという感じが

するんですが、そういうことはともかく、住民からそういう連絡があったら、今においはしていませんよとか、あるいはあったんですか、いや、調べてみますとか、そういう人間的な対応というか、開かれた組合ということにさせていただかないと、閉鎖的な感じがするなというふうにとられちゃうんですね。だから、そういう面では少し反省することもあるのではないかなというような気がするんですが、ちょっとこれは場面に私がないのでわかりませんが、そういうような感じはしないですか。簡単に一言答えておけばよかったんじゃないかなという気がしている。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） この日の午前中は、私ども視察等の対応で、ほとんど身動きとれない状態という状況でございました。その後、午後、そのような内容の連絡があったということを確認しまして、どういう内容だろうかということで内容を確認したところでございますけれども、問い合わせた方が先ほど言いましたように、裁判の原告ということだということがわかりましたので、慎重に対応していこうということで検討したところでございます。

一般の住民の方からの問い合わせ等につきましては、十分お答えをできております。ご質問の中で人間的というお話がございましたけれども、裁判の原告ということで対応に差があったのは事実でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） くどくならないように簡単に言いますけれども、裁判に関係している住民かどうか、私なんか余りそれは関係ないですよ。一般住民としてとらえますから。だから、そういった電話があったら、今から行きますということだとなかなか大変だろうと思いますけれども、そういう今においがしましたよとあったときには、いや、ちょっとじゃ調べてみますと、そんなにおいしていませんよとか、それでいいんじゃないかというような気がするんだけど、何でそんなに裁判関係者だと思われる人が電話したらそんなに困るのかなというように、そこまで悪いことしていきや正々堂々と答えればいいような気がするんだけど、そこら辺を、答えは別にいいですよ。答えなくて、もし答える余裕がありましたら、答えてくれれば。

○議長（佐藤 茂也君） 伊藤議員、関連ですか。

○8番（伊藤 学君） はい。

○議長（佐藤 茂也君） 伊藤議員。

○8番（伊藤 学君） 関連になりますけれども、お尋ねをしたいと思っております。

この4月から1万トンということで稼働が始まったということでもありますけれども、周辺の住民の皆さんは、この新しい施設に対しては過敏に恐らくなっていることもあるというふうに理解をするところでもあります。

そこで、先ほど来ご発言もまた答弁もあるように、周辺住民の方々から何らかの説明を求められたときには、私はやはり迅速に回答もしくは対応をしてあげるべきじゃないかなという考えを持っております。

そこでお尋ねをしますが、今まで谷戸沢もしくは二ツ塚を含めて、環境調査をした結果を含めて、それぞれの町もしくは周辺住民、自治会を含めて、結果を公表している、こういう経緯もあります。したがって、このエコセメントの工場の稼働に対しても、年3回なり4回なり、調査をしているという先ほどご答弁ありましたけれども、まだ4月から動かして数カ月でありますので、実際に本当に何回調査をしたのかというのはちょっと見えてこない部分があります。したがって、調査をしているのであれば、早急にやっぱり私はインターネットもしくは周辺住民、自治体含めて、公表をしていくべきじゃないかなというふうに考えておりますけれども、関連でありますので、ひとつ御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） エコセメント化施設の環境データにつきましても、測定した結果については周辺住民の方々や日の出町にご説明をしています。毎月1回説明しております。エコセメント化施設の排ガスや排水のデータについてお知らせしております。

ホームページでの公開ですが、毎月載せているわけではなく、四半期ごとに取りまとめたものを載せてございます。エコセメント化施設は7月から本格稼働ということで、7、8、9月の3ヵ月分の環境データがございしますが、これらにつきましては、12月の終わりごろホームページに掲載する予定ですので、そうすれば一般の方々にも広く見ていただけていると思っております。

また、ホームページ公開前のデータにつきましては、この府中事務所と、二ツ塚処分場の搬入道路の入り口にごございます受付事務所、この2ヶ所において紙ベースのものを配備しておりますので、ご覧いただけるようになっております。

ただ、エコセメント化施設に関しましては、処分場と異なり廃掃法上、公開の対象、閲覧の対象にはなっておりません。焼成施設ということで、焼却炉とは違いますので、公開の対

象にはなっておりませんが、安全性について皆さんに広く知っていただくために、処分場の環境データと同じように配備して見ていただけるように措置しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 伊藤議員。

○8番（伊藤 学君） 御答弁ありがとうございました。

やはり繰り返しになりますけれども、新しい施設ということで、周辺の方々には大変ご心配があるんじゃないかと思います。管理者として良識のある石川管理者でありますので、その辺も当然心得ていることであるというふうに思っておりますが、ぜひ12月という予定であるようでありますが、私もきのう、ちょっとインターネットを開いてみましたら、やはりこのエコセメントに関してのデータは出ていなかったというふうに思っています。この辺詳しくありませんので、もっと調べれば出るのかもしれませんが、やはり出ていなかったなという認識を持っているんですね。

ですから、地域の方々にはペーパーを含めて情報をもっともっと私は出してあげるべきだと。そうすることによって安心をするわけですね。安心をするということは、我々この構成市を含めて大変地元の皆さんにお世話になっているわけですから、やはり安心・安全というこの観点からデータというものは私はどんどん出していくべきじゃないかなと思います。

ただ、先ほど来繰り返されておりますけれども、訴訟の相手ということでありましてけれども、訴訟の相手だろうが一般市民だろうが、これはもうその地域に住んでいらっしゃる方々同じなわけですから、そういった対応をしていただければ、逆にそんな訴訟が起きることもなくなるのかなということも思っております。今後ともどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 桜木議員。

○20番（桜木 善生君） 1つだけ確認したいんですけれども、冒頭の事務局長の報告で、聞き漏らしたかもしれませんが、今ほどの報告、先ほどの報告と今ほどエコセメント担当参事の答弁とちょっと考えていくと、訴訟団体だったから対応が遅れたということの確認なんですか。私が聞きたいのは、冒頭の報告の中であったかと思うんですが、要するにこの団体と今訴訟関係にあるということなので、そういうことなのか。それともこのいわゆる異臭が一つの争点になっているということなのか。私のスタンスは、この陳情はよく理解して賛成をしてもいいんですけれども、しかし、既に裁判になっているもの、議会として意思

を判明するということについては、ちょっと私どもの経験からいうとどうかなと私は思っているんです。

したがって、この件について、網羅されることについて現に裁判の争点になり得ているのかどうなのか、その辺をもう少しご説明いただけますか。

○議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

○事務局長（中村 豊君） 先ほどご説明したのは、異臭だからということではなくて、あくまで私どもとして、エコセメント化施設に訴訟を抱えているということで慎重な対応、問い合わせに対しては慎重な対応を図ることもございますというような御説明をさせていただきました。ですから、今申し上げたようなことで慎重な対応を図ったのも一つございます。

それからもう一つ、12日のことを30日に言われておりましたので、事実関係の確認はやはり遡ってやらなければならないということもございます。ですから、30日に問い合わせただいて、当日ではなかったものですから、8月12日の状況はどうだったのかというのが私どもとしては事実確認をしなければならないということもございまして、それも時間がかかった理由の一つと考えております。

それからもう一つ、エコセメント化施設の訴訟につきましては、今裁判所で争点を整理中でございますので、それを待ってみたいと、今ここでは争点がどうかということは申し上げられないと思います。

○議長（佐藤 茂也君） よろしいでしょうか。

○5番（永井 寅一君） 今、関連でお聞きしますけれども、やはりエコセメントの担当者の方の答弁の中で訴訟云々と、やっぱりそれは私は議事録から削除していただきたいと。やはり差別用語になると思います。やはりそれはわかったとしても、それなりの対応をすればいいことであって、こういう公の場で議事録に残すことをやることは私はいかがなものかなと思います。やはりどの方がやっても、例えば私らもいろいろな相談を受けるけれども、この人はこうだと絶対言わない。固有名詞を出さないということがやっぱり基本だろうと思いますので、その辺を十分に踏まえてこれからしないと、やはり人間関係では、心と心のつき合いをするということの大切さはあると思います。

そういう意味で、相手がこうだからといえば、当然相手は向かってきますので、そうじゃなくて、やはり心と心の対話、やはりそれはそう思ってもそういう声を出さないで対応することが大事だと。やっぱりそういう意味でその辺の答弁をしていただかないと、青梅の方なので、ちょっと何も言わないなということになっちゃいますので、やはりその辺のことを考

えて、やはりやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございますか。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 基本的な考え方を改めてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今向かってくるというふうなお話です。もう既に向かってきているわけです。私も、訴訟との関係からしますと、組合は既に25年を過ぎたわけでありましてけれども、それでもまだ私も組合の存在そのものを容認しがたいという原告団がいると。そして、実質的に私どもの事業そのものも認めがたいということで、訴訟を行っているわけです。ですから、もう真っ向、存在そのものを否定するということに立っているというのが一般の訴訟とはちょっと違うのかなというふうに思っております。いわば一部事務組合という特別地方公共団体なわけでありましてけれども、しかし、その存在そのものが認められないと。これはもうゆゆしき問題であって、スタートの時点から全く食い違っている。その中で、しかし私ども誠心誠意、訴訟も含めてしっかりと我々の必要性あるいは存在についての問題点が指摘されるような問題がないということ、一つ一つ確実に証明もしてきているわけですが、しかし、まだ訴訟が続いているということについては、これは議員の皆様方も、よりシビアな視点で受けとめていただく必要があるのではないかなと思っております。

また、情報につきましても、やはり訴訟とのかかわり合いというものを常に想定せざるを得ませんから、やはりその目的が何なのかということを見きわめることも当然必要になってくるわけでありまして、それらについては、先ほど局長が答弁したような慎重な対応が求められるということでございます。

また、実際の処分場の見学等々でも、すべて一律に扱っているわけではありまして、やはりこれは実際に組合の存在そのものを否定しているという方との関係では、これは全く同じに扱っているというわけではございません。そういう意味では、これは組合の存立にもかかわる問題でありますので、改めて答弁をさせていただきました。

また、これはもう情報公開の問題ともかかわりますけれども、やはり訴訟を抱えているあるいは組合事業そのものをいわば阻止するというのも1つの目的になっているわけでありまして、それに対してはそれに対応していくということも我々の使命でもあるわけで、やはり一日たりとも組合事業を遅滞させるわけにはいかないと、こういう決意のもとに職員一丸となって対応しているということについて、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

また、情報公開等の問題につきましても、私ども一般論としては、当然それは情報公開等については全く異論はないわけでありましてけれども、組合の置かれているこういった特殊な

事情というものについても、ぜひ御理解をいただきたいと思っています。少なくとも理事会の理事全員一致してその点については理解をしていると、私自身は思っております。

以上であります。

○議長（佐藤 茂也君） これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

反対討論ございますか。

杉崎議員。

○7番（杉崎源三郎君） 7番の杉崎です。

陳情の第2号についてであります。反対の立場から討論を行います。

この陳情ですが、そもそもハイキングコースで感じたという異臭が、エコセメント化施設が原因であるかどうかは不確かではないでしょうか。また、先ほど組合から説明があったように、エコセメント化施設からの排ガスや周辺環境について定期的に調査が行われ、適正に処理が行われているかが確認されています。組合は、手を尽くして施設を適切に稼働させているのではないのでしょうか。

2つ目の組合への連絡窓口については、当然存在するものと思っておりましたが、ただいまの組合の説明で、改めて確認ができました。

したがって、この陳情は採択するには当たらないものと考えます。

なお、他の2つの陳情も、事前にいただきまして読みましたけれども、この陳情の説明を聞いてみますと、内容については同じようなものではないかと考えられることをつけ加えておきます。

以上、陳情第2号に対する反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 次に、賛成討論の発言を許します。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 陳情第2号 西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と思われる臭いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情を、これを採択すべきであるという立場から討論を行います。

なおこの点については、組合の方ではおいは感じられなかったというようなことですが、1日3回ということで、時間帯でも綿密にやられるとは思えませんし、実は私どもの羽村市でも工業団地がありまして、以前から——最近は少なくなったんですけれども、以

前、大変悪臭が工業団地にありまして、私もにおいを感じて、市の担当で、当時町でしたから、東京都に来てもらったんですけれども、東京都が来たときにはにおいが無いと言うし、実際に私が行くとおいがあると。ですから、風向きとか、近所の人はもう異臭があつて大変だといつも言っているわけです。私が行ってもそうなんです。東京都の担当が来ると、全然平気だと言う。そういうものがあるわけですから、やはりこういう住民のこの苦情に対しては、綿密に対応する必要があるというふうに思います。

今のその反対討論で、そういうことはないと話がありましたけれども、あそこを回ってみればすぐわかることで、その異臭の原因になるようなものは、あの周りは全部山ですから、森ですから、ないわけですね、ほかに。その原因となるものは。ですから、これはやはりそういう住民からそういう苦情があつたら、きちんと対応すべきだというふうに思います。

また、対応ですけれども、その窓口を設定する、これも当然だと思います。今まで議論がありましたその相手が建設差止請求の原告であるから、慎重に対応したということですが、これは全くとんでもない話でありまして、関係する人、あるいはあそこをハイキングで使う都民、都民でなくてもだれでもやっぱりそういう苦情があつたら受け付けるべきだし、原告であってもこれ同じだと思います。きちんと対応できるようにやっていくべきであると思いますし、この陳情は採択すべきであるというふうなことを申し上げまして、討論といたします。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） それでは、討論を終了します。

これより陳情第2号 西多摩郡日の出町二ツ塚処分場内エコセメント化施設からの異臭と
思われる臭いの原因究明と対策及び緊急時の連絡窓口の徹底を求める陳情を挙手により採決
いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成少数。よって本件は不採択とすることに決定いたしました。

〔日程第13〕 陳情第3号 日の出町「エコセメント化施設」の安全操作のために第三者機関
による監視体制をつくることを求める陳情

○議長（佐藤 茂也君） 日程第13、陳情第3号 日の出町「エコセメント化施設」の安全操業のために第三者機関による監視体制をつくることを求める陳情について議題といたします。

事務局より陳情の朗読と説明を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、79ページでございます。

陳情第3号でございます。

陳情の趣旨から読まさせていただきます。

7月1日、本格稼働に伴う準備や整備、プラントの慣らし運転等が終了し、本格稼働が開始されたとの報道がなされました。

しかし、稼働からたった2カ月の間に既に「ロータリーキルンが作動停止しており、内部の固まった付着物を取り除いている」、「現在セメントとして全量出荷しているわけではなく、その前段階の、クリンカのままの状態で出荷されている」、「ロータリーキルンの温度が一定以上になると、外から水をかけて温度を下げている」など様々な情報が住民の間に錯綜しております。

絶対安全を約束し、市原エコセメントよりも数段上の技術を持って稼働する工場として、町は受け入れたはずです。

これらの情報が事実であれば約束違反であり、住民への背信行為ではないでしょうか。

そして、このような不安を町の9月議会に陳情しても、「ロータリーキルンに水をかけるのは当然」（アセスメントの説明会でそのように言われていたでしょうか？）「循環組合からは何も報告を受けていない」など心もとない回答です。

循環組合からも「個人個人の質問には対応しない」と言っている以上、私ども住民は、この不安を持ってゆく場所がありません。

早急に第三者機関を作り、監視体制を整え、安全に操業されている情報を住民に届けてくださるよう、切に要望します。

陳情項目

1、第三者機関による監視体制をつくること。

ということで、日の出町安全・安心のまちづくりの会代表井上さんからいただいております。

続きまして、組合の方から陳情第3号につきましてご説明を申し上げます。

エコセメント化施設は、7月の本格稼働後、先ほど申し上げましたけれども、エコセメン

トを月約1万トン生産するなど、順調に稼働しているところでございます。

陳情者が指摘した事項でございますけれども、エコセメント化施設につきましては、常に十分な性能を維持し、かつ有効活用を図るために、定期修繕や日常点検、清掃を行う必要があり、ロータリーキルン内部の付着物は定期的に除去しておりまして、この作業は予定された作業の1つでございます。

次に、製品は、基本的にはエコセメントとして出荷いたしますけれども、ユーザーの品質チェック等の要請によりまして、中間製品であるクリンカを出荷することもございます。

また、ロータリーキルン外周部への水噴霧は通常の操作でございます。

したがいまして、陳情者が指摘した事項は、正常な稼働状況の中での予定された対応でございます。私どもとしては特に問題とすべきものではないと考えております。

次に、第三者機関による監視体制についてでございますけれども、陳情第2号の説明でも申し上げましたけれども、組合では公害防止協定に基づきまして、例えばエコセメント化施設から発生する排ガスについては、法規制よりも厳しい自己規制値を設けて、調査により確認しながら操業を行っておりまして、これらエコセメント化施設運営連絡会や地元対策委員会を通じまして、日の出町や地元自治会に順次報告をしているところでございます。

また、地元自治会の方々には、週3回、現場で操業確認の立ち会いもしていただくとともに、調査にも立ち会っていただいております。操業状況や調査結果につきましては、学識経験者で構成する技術委員会にもご報告することにしております。さらに、各種調査データにつきましては、積極的にホームページ等により公開することとしているところでございます。

組合といたしましては、今後ともこのような対応を図りながら、エコセメント化施設の操業を適切に行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって朗読と説明が終わりました。

質疑はございませんか。

町田市、佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 幾つか質疑をさせていただきます。

陳情趣旨にあります、先ほどこれは正常な稼働状況の中で行われた業務だとおっしゃられましたけれども、何回ぐらい行われて、どういう状況のときにそのような例えば水をかけるというようなことが起きるのか、このことについてお答えいただきたいと思っております。

それから、第三者機関というのをどのようにとらえていて、その第三者機関を設けることがどうなのか。今、説明では地元自治会などの方に一緒に点検に立ち会ってもらっているというようなお話でございましたけれども、第三者機関とは何を指すと考えるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） エコセメント化施設でございますけれども、この施設につきましては、常に十分な性能が発揮できるように設備の機能を維持しまして、かつその有効活用を図るために適切な保全管理を行う必要がございます。このため、正常な稼働を確保するために日常点検を行う際に、安全上、キルンなどプラントの一部を一定期間停止することがございます。また、年2回定期修繕や、5年から7年の大型修繕では、プラント全体を休止することがございます。

この7月の本稼働以降でございますけれども、日常点検で清掃点検に伴いまして7月の場合ですと、キルン内に付着したものを除去するために3日程度停止してございます。8月にはオーバーホール、定期点検でございますけれども、これにより7日間停止しております。それから、9月は2日ほど同様に点検清掃を行っている状況でございます。

2点目ご質問の第三者機関につきましては、技術委員会、地元対策委員会は第三者による監視機能として十分機能していると私どもは考えております。これにつきましては、公害防止協定を締結しています地元の日の出町、自治会、組合の3者による公害防止の地元対策委員会を設置しております。

2点目としては、地元対策委員会による隔日ごとの監視、これは実際に地元の方々が私どももの施設に来ていただき、処分場内またエコセメントプラントを隔日で監視していただいているところでございます。

それから、日本有数の学識経験者の方々に環境面、安全面から審議していただいている技術委員会を、設置しております。

それから、町、自治会、組合、受託者である東京たまエコセメントの4者によるエコセメント化施設運営連絡会を設置しておりまして、各種調査結果の報告ですとか運営、防災対策等に関する情報提供、意見交換などを行っているところでございます。

こういう意味で、私どもとしては、組合の設置自体を否定しております団体を含めた広い意味での第三者機関の設置は、考えていないというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） いろいろな対策を講じておられるということはわかるんですけども、それでもなおかつ住民の中に情報がきちんと伝わらないのはなぜなのかと思うんですけども、ホームページで公開していますとか、そういうお答えが何度もあるんですけども、ホームページを見れる人というのは住民のうちでも数が限られてくると思いますし、それから自治会だけが情報伝達の相手となっているようですけども、個々の個人個人の質問には対応しないと言っている以上、私ども住民はこの不安を持っていく場所がありませんというふうに、この陳情の中でも述べられておりますけれども、本当にそうだと思うんですね。一人一人に対応していくというのは、それは住民一人一人にということではなくて、もっと住民が参加できる場を設けることということにもつながるんじゃないかというふうに思います。

それから、7月以降、エコセメント施設周辺の大気汚染の調査というのは、調査場所が増えたんでしょうか。このことについてもお答えください。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） エコセメント化施設の稼働に伴い、調査場所を増やしたということはありません。エコセメント化施設を稼働しても、二ツ塚処分場で協定を結んでいる調査地点で大気汚染の状況は調査できるということで、新たに調査地点を増やしているということはありません。

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございませんか。

谷議員。

○26番（谷 四男美君） いろいろすみません。

2点だけ。

1点で、このロータリーキルンが、今報告の中で8月とか9月とか、あるいは7日間とか停止した日程が今報告されましたけれども、稼働状況がなれてくると、例えばこのクリンカの状況が水分の状況だとか加熱の状況によってそういったトラブル的なそういうものが、停止期間は日数が減ってくるものなのかどうか、それを今後そういうことになってくるのかどうか、それについて伺います。

それから、2点目に、これは2月の議会でも第三者機関ということのとらえ方についていろいろな何人かの議員から質疑が出ているんですね。それを読んでみますと、第三者機関のとらえ方というのは、すごく考え方によっては難しい。

例えば多摩川の下流の方で水質が汚染されたら、じゃその住民が来て、第三者機関にな

るかということも考えられますけれども、今この場合には、エコセメント化の施設ですよ。そういう場合には地元の——これは確認ですけれども2点目は、地元の自治会とかそういった地元の住民の組織するあれがありますよね。それが第三者機関ということで組合としては設定していると、こういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 1点目のクリンカの状況でございますけれども、これは焼却残さ等を処理する中で、1,350度以上のロータリーキルンの中で焼成していくわけでございます。その処理行程の中で発生するクリンカとは異なる付着物を、通常はやはり3日程度の除去作業というのは定期的に行われるものでございます。本格稼働がまだ始まって間もないことではございますけれども、いろいろと受託会社の方で工夫をしながら、なるべく付着しないような状況をつくって、日数等を調整していければという状況なので、必ず3日間停止するとか、そうではないと言うのはこの場では明確にはお答えできません。通常のエコセメント工場等の話も参考にしますと、やはりそういったものが付着するのは常態であると聞いているところでございます。

それから、第三者機関の地元自治会でございますけれども、この点につきましては、協定等がございますので、私どもとしては第三者機関と捉えております。

以上です。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） ほかにございませんか。

中原議員。

○24番（中原 雅之君） 今までの質問とちょっと関連するんですが、クリンカのままだの状態が出荷されていると。ご答弁では、そういうこともあるということですが、今まで既に出荷されているわけですが、エコセメントを。その中でクリンカのままで出荷されたのがどれぐらいの割合になるかということが1点。

それと、先ほど稼働停止が7月が3日間、8月が7日間、9月が2日間ということですが、その稼働停止した日にちをお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） クリンカの状態ということでございますけれども、先ほどお答えした中であると思いますが、エコセメント化施設の生産物としましてエコセメント及びそのエコセメントの前の中間製品のクリンカというのがございます。これにつま

しては、エコセメント化施設が始まって間もないので、ユーザーの方で慎重に品質をチェックしていく要請があり、そういうものをユーザーの方で慎重に行っていたところでございます。

クリンカの量でございますけれども、申し訳ありません、ちょっと今手元にデータがございません。当初はその部分ではセメントとクリンカの状態というのはありました。

それから、7月、8月、9月の稼働停止日の件でございます。

これにつきましては、7月は7月8日、それから15、16日でございます。8月につきましては23日から29日まででございます。9月につきましては24、25の2日でございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 中原議員。

○24番（中原 雅之君） クリンカの状態での出荷、今数字がないということですが、クリンカでの出荷量、セメントとして完成品としての出荷量、それについてはもしわからなかったら後で報告いただけますか。いかがですか。

○議長（佐藤 茂也君） それは出ますか。

エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（佐藤 茂也君） それは終わってからでいいんですね。

○24番（中原 雅之君） はい。

○議長（佐藤 茂也君） それでは、質疑終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） それでは、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

まず最初に、反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成討論。

佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 日の出町「エコセメント化施設」の安全操業のために第三者機関による監視体制をつくることを求める陳情について賛成討論をいたします。

7月の本格稼働から4カ月近く経過したエコセメント化施設は、操業以来、住民の間に情報提供が乏しく、このことがより住民からの不信を招く結果になっていると考えます。安全

に操業されているとするなら、住民の不安にこたえるためにも、当事者側からの一方的な報告のみに頼らず、第三者機関をつくり、安全に対する監視体制を整えることは大切だと考えます。

その上で情報を住民に漏れなく届けることは必要だと考えますので、この陳情の趣旨は十分理解できますので、採択すべきものと考え、賛成討論といたします。

○議長（佐藤 茂也君） これをもって討論を終わります。

これより陳情第3号 日の出町「エコセメント化施設」の安全操業のために第三者機関による監視体制をつくることを求める陳情を挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者 挙手]

○議長（佐藤 茂也君） 賛成少数。よって本件は不採択と決しました。

[日程第14] 陳情第4号 ニツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情

○議長（佐藤 茂也君） 日程第14、陳情第4号 ニツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情について議題といたします。

事務局より陳情の朗読と説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中村 豊君） では、81ページでございます。

陳情第4号でございます。日の出町の下向さんから提出された陳情でございます。

内容を読ませていただきます。

7月の日の出町広報には「エコセメントの初荷」が出荷されたとの報道もありましたが、わたくしども住民には、いつから試験稼働がされているのか、いつから本格稼働が始まったのか知るすべがありません。

先日馬引沢のハイキングコースを散策していましたところ、今まで感じたことのない異臭に気づきました。その時、エコセメント化施設は稼働しており煙突から黒煙が上がっているところを見ました。エコセメント化施設周辺は水蒸気のようなガスに包まれていました。

アセスメントの説明のときには「排出ガスは規制値以下となり周辺環境に影響を与えることはない」と言われておりました。

一体どうして異臭を感じるのか、なぜ黒煙が上がったのかなど、日の出町に住む住民として、東京たま広域資源循環組合に説明を求めたいと思います。

この間、異臭のあったことを日の出町に報告しましたが、「処分組合に聞いてみます」という答えが返り、「処分組合からは規制値以下です」と回答がありましたというやりとりの範囲で、十分な説明がありません。

日の出町青木國太郎町長は、「エコセメント化施設の管理・運営・情報提供は組合が責任を持つ」ことを前提に事業を受け入れたと発言しています。

日の出町住民の不安を信頼に変えていただきますよう、稼働状況や管理についての説明をしていただきますようお願い申し上げます。

陳情項目

地元自治会と同様の説明会を、日の出町の住民にも行うこと。
でございます。

続きまして、私どもから、陳情第4号につきまして説明させていただきます。

先ほどの陳情第2号の際にも御説明いたしましたように、組合では公害防止協定等に基づきまして、エコセメント化施設から発生する排ガスについては、法規制よりも厳しい自己規制値を設けまして、適正に処理が行われているかを確認するとともに、施設周辺についても環境調査を行い、日の出町や地元自治会に報告しておるところでございます。

この8月18日に実施した排ガス中のばい煙濃度の測定結果は、すべて法基準はもとより、自己規制値をも下回るものでございまして、問題はございませんでした。悪臭につきましても、先ほどご説明いたしましたように、9月4日の調査では、施設周辺のすべての地点で問題はございませんでした。

また、これらの調査データは積極的にホームページ等で公開することとしております。

なお、陳情者の指摘の事項でございますけれども、異臭につきましても、陳情2号でご説明したとおりであり、煙については排ガスの水蒸気によるものがまれに見られることがあり、また、先ほどご説明した通常作業であるロータリキルンへの水噴霧によりまして、蒸発した水蒸気が漂うこともございます。

組合といたしましては、今後とも引き続き地元との公害防止協定等に基づき、各種調査により確認しながら、エコセメント化施設の操業を適切に行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上をもって朗読と説明が終わりました。

質疑はございませんか。

生方議員。

○15番（生方 裕一君） それでは、大きく3点について質問させていただきます。

1点目は、陳情項目にある地元自治会と同様の説明会とありますので、この地元自治会と同様の説明会、つまり地元自治会にはどのような形態でどのような内容の説明会を行っているのか、質問します。

2点目の質問は、それに関連いたしますが、組合では特に係争を理由に説明会の開催等、その情報提示や情報公開に慎重な姿勢を示す場合があります、これもある意味では理解はできるんですが、既に地元自治会に行っている説明会の形態、内容なら、その陳情者の言う説明会、あるいはそれに準じるような説明の機会を設けてもいいのではないかという解釈もできるわけではありますが、それについての見解を2点目でお伺いします。

あと、私が質問したのは、ほかの議員からは、この3つの陳情、同じような形にしているような発言がありましたが、やはりこれは個別の審査でありますので、ある意味、私は陳情第4号については、普通に考えれば住民の説明会ぐらいは開いてあげてもよろしいんじゃないかという見解もあるのではないかという立場から質問いたします。

それで、3点目の質問は、実際、じゃ同じような陳情だというような見解もあるようですが、この陳情者についてもこの係争中のお相手ということなのか、そのことを質問します。

○議長（佐藤 茂也君） ちょっとお諮りいたします。

議事の都合によってあらかじめ時間を延長したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。今の質問に対してお答えを。

エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 1点目の地元自治会でございますけれども、これにつきましては、通常、こういったデータにつきましては、二ツ塚処分場の場合は、対策委員会を四半期に1回行っております。その席上で関係者の方にお知らせしております。

また、その前に、毎月1回、町と地元自治会の方にはデータを報告しているところでございます。

次に、2点目の組合で説明会を開いたらどうかというお話でございますけれども、これについては、私どもとしては先ほど言いました町と地元自治会等にご説明しているところで、特段それ以上の説明会はまだ考えておりません。

それから、3つの陳情のお話でございますけれども、一括してという説明、似たようなと
いうようなものもございましたけれども、私どもとしましては、この陳情者が原告関係者で
あるという答えになります。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 生方議員。

○15番（生方 裕一君） 1点目の質問に対する答弁であります、町や関係者、自治体の
方々については適切に説明を行っているということですが、そうなりますと、地元の町の対
応がその地元において不足しているというふうにも受けとめられるわけですよ。組合として
は、町と地元にはきちんと説明している、関係者に説明していると、あとは町の問題だとお
っしゃるんでしたら、日の出町役場を含めて関係者にやはり組合としてはきちんと対応して
いるので、地元でもきちんと対応してくださいというような理解、協力を求める姿勢が組合
にあってもいいのではないかと考えますが、その点についてどうなのかということでありませ

あと、2点目の質問に対する答弁については、説明会を開く考えはないと答弁されました
が、私は、冒頭に、説明会あるいはそれに準ずるような機会というふうに申し上げておりま
すので、説明会にこだわらず、今ホームページ等という答弁を盛んにされておりますので、
ホームページあるいはペーパーですか、そういうものを活用して、あるいは掲示板などで説
明会ができないんでしたら説明会に準じるような説明の機会を設けるべきではないかとの観
点から再質問します。

あと、先ほど、もう陳情2号は終わってしまいましたが、その中で関連するので質問しま
すが、相手を特定するような形で差別をすべきではない、対応についても公平にやるべきだ
というような他の議員からの質問、指摘がありました、それについては何ら回答あるいは
議事録からの削除等の措置がないように思われますが、そのことも含め、私は基本的には係
争とは関連するものの、やはりその住民への対応というのは基本的に公平、公正であるべき
だと思いますので、さきの議員の質問、指摘と関連して、陳情第4号についてもそのことを
質問いたします。

○議長（佐藤 茂也君） 事務局長。

○事務局長（中村 豊君） まず、地元へのご説明の内容なんですけれども、地元の対策委員
会に御説明する内容は、主に環境測定データでございます。その地元にご説明した内容は、
ホームページでも公開する。若干遅れますけれども、四半期に1回でございますけれども、
ですから、地元自治会なり町に御報告している内容の主なところは、ホームページでももう

公開しているというふうにご理解いただければというふうに思っています。

○議長（佐藤 茂也君） 他の点は。

管理者。

○管理者（石川 良一君） 先ほど、今の質問も含めてお答えしたというふうに思っておりますが、改めて申し上げますと、係争というのはテーブルに着いて話し合いが、お互いに理解しましょうということができないということから、法律の場で法定の場で争うということになっているわけでありますので、その点は、そういう状況がどういう状況であるかということ、しかも25年以上にわたって運営してきているにもかかわらず、こういう状況が続いているということをどう受けとめるのかと。私どもとしては、そのことを重くシビアに受けとめると、こういうことであります。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに。

佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 先ほどからご答弁などを伺っておりますと、やはり地元に対する説明不足というのは本当に大きなこの原因になっているのではないかというふうに感じるんです。

それで、施設を作らないでほしいという、そういう段階を過ぎて、施設が運営、稼働している状況のもとで、地元の皆さんがその施設の稼働や運営について非常に問題があるのではないか、異臭が発せられているのではないかというような、そういう感じを持つということは、やはりもしそれがなければ、安全であるのであれば、きちんと説明をすべきだと思うんですけれども、異臭とか黒煙の事実はどのように説明されたんでしょうか。地元自治会などに説明があったのでしょうか。そういう訴えがあったということについても地元の自治会や対策委員会などに説明があったのかどうか。

それから、データが基準値以下であったとしても、なぜその事実を住民にしっかり説明しないのかということについてお尋ねいたします。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） お答えいたします。

地元に対する説明不足ではないかという点でございますけれども、この施設に関しましては、先ほど話がありましたように、隔日に1日置きに地元の監視の方々が来て立ち会いをしていただいております。例えばにおいては、パトロールが敷地内等々をチェックしておりますので、特にその辺については異常がないと見ていただいているところでございます。

それから、データ基準値以下でもというお話でございますけれども、これも繰り返になりますけれども、私どもとしましては、そういう話があれば、当然のごとくその機器の点検ですとか速やかに運転状況のデータ確認等を指示しまして、内容をチェックしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） その監視の人というのは、一体どういう人なんでしょうか。ちょっとどのような方なのか教えていただきたいと思います。

それと、この陳情の中身にもありますように、日の出町の町長さんが「エコセメント化施設の管理、運営、情報提供は組合が責任を持つ」ことを前提に事業を受け入れたと発言していますと、このようにありますけれども、やはり日の出町はこの施設を受け入れる立場にある自治体だと思いますし、この施設の主体である組合がきちんと住民に対して情報提供を行い、納得の得られるような説明を行っていくということが大事だと思いますけれども、この町長の発言についてどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） まず1点目のご質問でございますけれども、どのような構成かということでございますが、地元自治会の一班構成が4名から5名の人数で監視をいただいているところでございます。

それから、組合としての責任というお話でございますけれども、これにつきましては、繰り返しで申しわけございませんけれども、データと、それから先ほどご質問のありました内容がございましたら速やかな機械の点検、監視等を行っておりますし、測定上も特に問題がないということでございますので、町に対してもそういう意味では特段問題がない以上、それ以上の話は、私ども組合としては問題がないという認識でございますので、その旨、町の方には報告しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに。

原議員。

○19番（原 まさ子君） 私たち、ここの議会を構成している自治体は、日の出の方に本当にご理解をいただいて施設を運営させていただいているわけなので、地元周辺の皆さんが事業について何か疑問があったりとか、そのことがはっきりわからないというような中で、例

えばエコセメントの事業が進んでいくということは、私は余りいいことではないというふうに思います。

それで、四半期ごとにホームページでその調査結果を載せていくということですが、例えばそれは最新のデータが出れば、さっさと更新をして、そのデータがファイルで蓄積をして、過去のものを見られるというような形に十分できるのではないかと思うわけですが、それから、いろいろな住民からの問い合わせとか疑問とか何とかも、こんなことが今回寄せられていて、こういうふうにお答えしていますとかということだつて、ホームページのことをこんなにおっしゃるのであれば、私は載せたらいいというふうに思うんです。

その点を1つ伺いたいということと、それから、今回の問い合わせについてはこれは原告でなくて——原告だから答えないとか、一般市民なら積極的に答えるとかというようなことがあるのでしょうか。そこを確認させてください。

○議長（佐藤 茂也君） 環境課長。

○参事兼環境課長（花本 由紀君） ホームページへの掲載につきましては、現在、平成10年以降のデータについてすべて載せてあります。最新のものは、この18年度の第1四半期、4、5、6月までのものしか載せていませんが、これも、地元との協定上、四半期に1回ずつ公表するというので載せてありまして、その後の最新のデータにつきましては、地元の方々に毎月お知らせしています。それから、そのホームページに公表するのは少しずれてしまいうんですが、地元で説明するものと全く同じものを掲載しております。単にデータを載せるだけではなく、そのデータが何を意味するかという解説も加えて載せてありますので、多くの方々に安全性についてご理解いただけるのではないかなと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） エコセメント担当参事。

○エコセメント担当参事（太田 哲郎君） 1点目の地元の方々の監視のことですけれども、こちらにつきましては、隔日、1日置きに私どもの施設に来ていただいてエコセメント化施設と、それから埋立処分状況を監視していただいているところでございます。そのときに、私どもも立ち会っておりますので、実際にいろいろな疑問ですとか質問点がございましたら、その場では回答しているところでございます。

また、四半期に1回行っておりますその対策委員会の席上でも、参加される方々のこれまでのいろいろな疑問点等々、質問等がありましたら、それについては私どもは誠意を持って答えているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 組合の事務方としては、個々の対応については当然その方がどう
いう方であるのかということについては、しっかりと把握をして対応していくということ
ありますから、一律な対応をするというわけではないと思います。

しかし、今回のこの陳情については、これはもうどういう方が陳情を出されたとかいうよ
うなことに基づいて答弁をしているわけではありません。

○議長（佐藤 茂也君） 原議員。

○19番（原 まさ子君） すみません、管理者の言っていることがちゃんと理解できなかつ
たので、もう一度そのことをわかりやすく言ってくださいということが1つ。

それから、私はホームページにずっとデータを載せていますと、安全の管理とか谷戸沢も
含め、状況については載せているということは理解をしています。しかし、このように新し
い情報について知りたいということになれば、もちろん地域住民にはそうやって協定の中
の取り決めでやられているということはわかりますけれども、ホームページを見て知る、広く
みんなが知るという意味では、大変貴重な媒体ですので、今までどおりの運用ということ
ではなく、これからそういうところも含め、もっと積極的に早い対応でデータを載せるとい
うことができるのではないかというふうに考えるんですけども、それはおかしなことでは
うか。地元の協定で四半期に1回だから、ホームページもそのデータは四半期に1回でい
んだというようなことというのは、当時はそういう協定がされたかもしれないけれども、状
況がそうではなくなってきたりとかすれば、ホームページというのは何しろ迅速性が一
番皆さんに対して出せるというものなわけですから、そういう考え方をお持ちにはなら
ないのでしょうか。これはどうでしょう、管理者の方からお答えをいただければいいと思
いますけれども。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 基本的には、先ほどちょっとお話をしましたように、日常的に業
務をしている限りにおいて、電話等の問い合わせあるいは谷戸沢、二ツ塚等の対応等につ
いては、その相手かどういふ方であるのかということについてはきちんと把握をして対応
するという慎重さが必要だと。しかし、今回のこの陳情の中身のそのものについて、私
どもはきちんとした対応を既にしてきているから、このことについて別段対応する
必要はないということ
ことで答弁をさせていただいている、こういうことでございます。

そしてまた、情報等々について、個々の対応については基本的には対応しないとい
うこと

でやってきておりますが、これは私どもの組合についても、今回の訴訟でも160人ぐらいの原告団がかなり減ってきているというようなことで、そういう意味での理解というものは少しずつ浸透はしてきているのかなというふうには思っております。

そういう経緯等を含めながら、最大限情報提供していくような方法についてよく研究してみたいと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） もう大体わかりましたけれども、ちょっと1点だけ聞きたいと思うんですけども、今の話を聞いていますと、要するにうちの方にも、瑞穂町にも動物の死体等を焼くすごい臭い施設がありまして、それで農林水産省の補助をもらってすごく新しい施設にかえたんです。それも地元自治会と地元の環境対策協議会、これは地元以外にも、それで何回も協議会開いて、今は定期的な協議会と、何かあったときには臨時に開くということで、対策がとられておりますけれども、前はもう半端じゃないにおいがした。今はかなり改善されましたけれども、BSEの問題等で大変な時期があったんですけども、それは稼働時は確かに広く元狭山地域の全町内会住民に呼びかけて説明会を開いた。その後は、地元の自治会とその青梅市に隣接する長岡地区というのがあるんですが、その環境対策委員会と両方で、何かあったときには定期協議会を開くということで、地元だけの立ち上げるときは町全体にも、いいですよという感じだったけれども、あと稼働状況になると今度は地元の人だけでいいですよということで今やっているんですけども、これもそういうとらえ方でいいのかなというような気がするんですよ。

いや、それはだけれども、私はこれの場合にはすごく広範囲なもう東京の相当多くの自治体がここへごみを搬入して処理をしてもらっているわけですね。非常に影響範囲も大きい。その中で地元のこの日の出の裁判を抱えている人がいると、そこの説明会に来るとまた問題が起きて混乱が起きるかなと。そういうことで既成の地元の自治会、認められた、協定を結んだところだけに、そういう意味でいいのかなというふうにとらえているのかどうか。どうも裁判があるから、来てもらっちゃうとなかなか難しいからなと、そういうふうな感じがするんですけども、そういうとらえ方で地元の日の出町の住民はそれで満足しているのかなというのがちょっとクエスチョンマークが私に入っているんです、ここに。

そういうことが問題ないのかどうか、一般住民にとって、地元の近くの人だけでいいんですかと。それはそれなりにいいと言うんならいいんですけども、そういうとらえ方でいいのでしょうか。これは管理者に聞いた方がいいと思うんです、担当者よりもね。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 対策委員会のメンバーは継続して、さらに専門的に、データについても、私ども説明をし、また勉強もして、それに対して環境上問題があるかどうかきちんとした対応をしていただいていると、こういうことでございます。ですから、そのことに基づいて進めていけば、私どもはまず一義的にはいいのではないかなと。

あわせて、そういったデータについてはインターネット等についても、少し時間はずれますけれども、公開をしていると。今後、個々のさまざまな御意見等に対する質問等については、今までは対応しないということだったわけでありましてけれども、今後、そういう方法についてもよく研究していきましょと、こういう整理で今後も進めていきたいなと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） 谷議員。

○26番（谷 四男美君） 大体石川さんの話はわかるんだけど、やはり日の出町全体の住民の視点から見ると、じゃ周辺の協定を結んでいるところの地元の人だけで事足りるとすることではちょっとまずいと思うんですね。ところが、ちょっとそれを掘り下げると、一般住民に広げると、裁判に関与している方々が、そこを訪れると、なかなかその問題が説明会の状況が複雑になってくると。私は、極端に言うと、そういうことじゃないかと思うんですよ。だから、その辺の折衷案というかな、何かいい方法がないのかなと。一般住民の裁判を抱えている、いないにもかかわらず、いない人に対する説明というのも何か、ホームページとかいろいろありますけれども、何かもう少し救済措置があってしかなるべきなのではないかなというような、ちょっと気がするんですよ。

石川管理者の立場もありますから、なかなか難しいと思うんですが、今の段階ではこういう方法しかとりようがないということでしょうかね。もう一度ちょっと補足説明ね。

○議長（佐藤 茂也君） 管理者。

○管理者（石川 良一君） 今、ご指摘がありましたように、不特定多数ということで説明会等開けば、もうその組合事業そのものを認めないという方が当然もうこれおるわけですから、どういう状況になるかということはおもう当然想定がつくと。いたずらに混乱をするということがもう、これはもう目に見えているというふうに言えるだろうと思います。

ですから、そのことも含めて情報提供については今後、今までそれなりに対応はしてきておりますけれども、それ以外の方法でどういう方法があるのかということについては、研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 茂也君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 質疑を終了します。

これより討論に入りますが、反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） 反対討論ありませんね。

賛成討論。

佐藤議員。

○9番（佐藤 洋子君） 陳情第4号 二ツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

この陳情の中身は、余り難しいことを言っているとは思えません。説明会を開いてくださいと、住民に納得がいくような説明会を開いてくださいという、そういう中身であります。陳情の趣旨は、地元自治会に対するのと同様の説明会を、日の出町の住民にも行うよう求めているものでありまして、住民の不安にこたえ、信頼にかえていく唯一の道は、きちんとした説明責任を果たすことだと考えます。

住民の声を聞き、納得いく説明を行うことは、エコセメント化施設の今後の円滑な運営にとっても大切なことと考え、陳情4号に賛成するものです。

○議長（佐藤 茂也君） ほかに討論ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 茂也君） これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号 二ツ塚処分場内エコセメント化施設の稼働状況の「住民説明会」を求める陳情を挙手により採決いたします。

本件を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（佐藤 茂也君） 賛成少数。よって本件は不採択と決しました。

ここで、陳情案件がすべて終了いたしましたので、会議規則により組織団体の住民以外の傍聴人の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午後5時16分休憩

○議長（佐藤 茂也君） 会議を再開いたします。

〔日程第15〕 地方自治法の改正に伴う収入役の廃止及び会計管理者の設置に係る規約の改正
について

○議長（佐藤 茂也君） 日程第15、報告事項 地方自治法の改正に伴う収入役の廃止及び会計管理者の設置に係る規約の改正についてを事務局より説明いたさせます。
事務局長。

○事務局長（中村 豊君） それでは、議案書の83ページでございます。

地方自治法の改正に伴う収入役の廃止及び会計管理者の設置に係る規約の改正についてでございます。

本年6月7日に公布された地方自治法の一部改正に伴いまして、組合規約の収入役の項目を改正するものでございます。

主な内容は、収入役にかわり会計管理者を置くとするもので、平成19年4月1日から施行されますけれども、法附則によりまして、収入役がなお任期を有する場合には、その任期中は在任いたします。

この規約改正の手続を申し上げますと、各組織団体の議会の議決をいただきました後、東京都知事へ許可申請を行い、許可を得ることによりまして発効するものでございます。

よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） これにて報告事項を終わります。

その他、事務局から発言がありますので、お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（風間 智君） 事務局から1点、事務連絡をさせていただきます。

毎年行っております行政視察の件でございますが、本年度、当処分場内に、全国からも注目をされておりますエコセメント化施設が完成いたしました。また、他の一部事務組合を見ましても、2年に1回の行政視察というところが多くなってきております。

このような状況から、本年度の行政視察につきましては、見送りということにさせていた

だきまして、今後2年に1回の隔年で実施させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 茂也君） 以上で本日の議題はすべて終了いたしました。これをもちまして平成18年第2回東京たま広域資源循環組合議会定例会を閉会いたします。

長時間ご苦労さまでございました。

午後5時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東京たま広域資源循環組合

議 長 佐 藤 茂 也

第7番議員 杉 崎 源 三 郎

第23番議員 中 山 賢 二